

【第2編 地震・津波編】

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織計画

この計画は、本町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を行うための組織及び編成に関するものである。

1 町防災会議

町長を会長として、基本法第16条第6項に基づき組織され、その所掌事務は、町防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等をつかさどる。

2 災害警戒本部

(1) 所掌事務

総務部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らない時は、自らを本部長とする災害警戒本部を町役場内に設置し、警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の所掌事務は、災害対策本部の所掌事務に準拠し、各種災害予防対策及び応急対策を関係機関等と連携して実施する。

(2) 本部の設置・配置決定

災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

- ア 町域に津波注意報又は震度4の地震が発生した時。
- イ 警報切替に備え、警戒が必要になった時。
- ウ 情報収集が必要になった時。
- エ 局所的に軽微な被害が発生した時。

(3) 組織・運営

ア 組織

警戒本部には、警戒本部長、副本部長、本部員を除き、必要に応じて各警戒部を設置する。

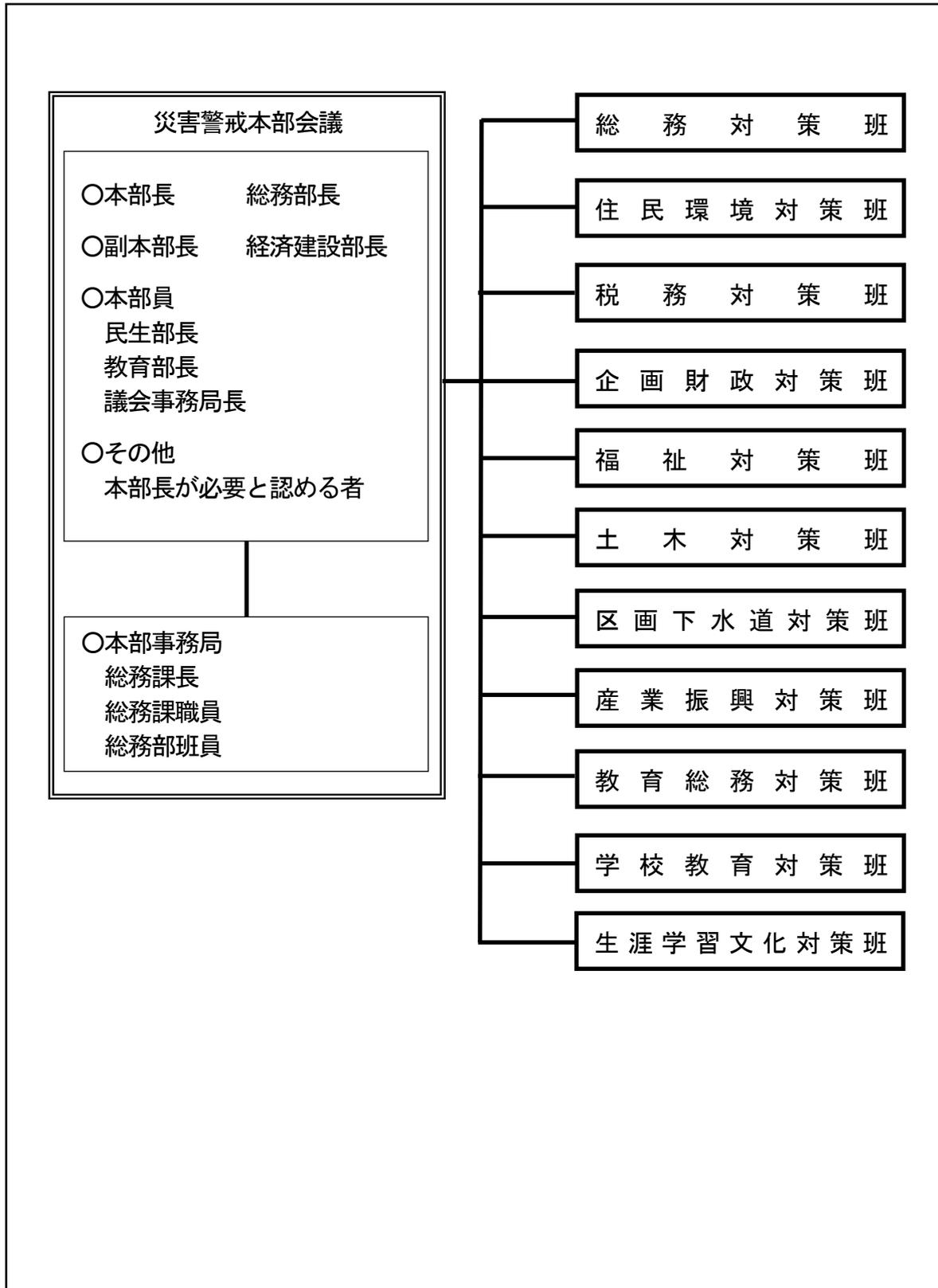
警戒本部長は、本部の事務を総括し、本部員その他の職員を指揮監督する。

副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事し、部の事務を掌理するとともに、部職員を指揮監督する。

表 1

災害警戒本部組織図



イ 警戒本部会議の開催

警戒本部長は、必要に応じて警戒本部会議を開催し、副本部長及び本部員は、指定の会議場所に参集する。災害警戒本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長もしくは本部員が提議し、災害情報や被害状況、災害予防対策及び応急対策に関する情報共有や基本方針を決定する。

(4) 配備

ア 警戒配備要員

警戒本部長は、警戒本部を設置した場合、災害に応じて必要な警戒配備要員を招集する。総務課長は、警戒配備要員へ参集するよう連絡し、出勤者名簿を作成する。

また、警戒配備要員は、出張、体調不良及びその他の理由により出勤できない時は、所属部長の許可を得て、他の職員と交代することができる。

イ 臨時配備要員

警戒態勢強化のため、警戒配備要員以外の職員を配備させる必要がある時は、各部局職員から臨時配備要員を指名し、各自主避難所の開設及び運営について、主事級から主幹級までの職員から臨時配備要員を指名して配備する。

(5) 活動

警戒本部長は、配備した要員をもって役割分担に応じた警戒活動を迅速かつ的確に実施する。

また、東部消防組合消防本部と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

なお、警戒本部設置時における被害調査は、総務課の指示により行う。

(6) 自主避難所の開設及び運営

警戒本部を設置し、避難情報（高齢者等避難、避難指示等）を発令した場合等においては、あわせて自主避難所の開設を行う。各自主避難所は、福祉対策班及び教育総務対策班、学校教育対策班、生涯学習文化対策班から臨時配備要員を派遣して開設及び運営する。

(7) 災害対策本部への移行

警戒本部長は、警戒配備から災害対策本部への移行が必要であると認めた場合は、町長に状況を説明し、町長は災害対策本部の設置（警戒本部の解散）と配備を決定する。

(8) 警戒本部の廃止

警戒本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合、または応急措置を終了した場合は警戒本部を閉鎖し、警戒配備要員の出勤名簿、被害状況、対策活動状況を必要に応じて町長に報告する。また、閉鎖後速やかに総務課長は、警戒配備要員へその旨を連絡する。

警戒本部廃止後も継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に沿って各課へ事務の引継ぎを行う。

3 災害対策本部

(1) 所掌事務

町長を本部長として、南風原町災害対策本部条例の規定に基づき組織され、防災会議と緊密な連携のもとに町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

(2) 町本部の設置

南風原町災害対策本部（以下「町本部」という）は、次のような災害が発生し、又は発生するおそれがある時、町長が設置するものとする。

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある時。

イ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要する時。

ウ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、町本部を設置して対策の実施が必要とする時。

(3) 町本部の閉鎖

町本部は、災害応急対策を一応終了し、又は、災害発生のおそれがなくなった時閉鎖する。

(4) 町本部の設置、閉鎖の通知

町本部を設置又は閉鎖した時は、県、関係機関、町民に対し、次により通知公表するものとする。

| 担当班 | 通知・公表先 | 通知・公表方法 |
|-------|-------------|------------------------------|
| 総務対策班 | 町各部課長 | 庁内放送、電話その他迅速な方法 |
| | 県 | 電話その他迅速な放送 |
| | 与那原警察署 | 〃 |
| | 報道機関 | 〃 |
| | 住 民 | 防災行政無線、広報車、各自治会の放送施設使用による方法等 |
| | その他必要と認める機関 | その他迅速な方法 |

(5) 組織

ア 町本部に町本部長及び副本部長をおき、町本部長は、町長を、副本部長は副町長及び教育長をもってあてる。町本部長に事故ある時は、副本部長（副町長）をもってあてる。

イ 町本部に、本部会議をおき、町本部長、副本部長、政策調整監、各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し町本部長がこれを招集する。

ウ 本部会議において、協議すべき事項は、次のとおりとする。

(ア) 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項。

(イ) その他、町本部長が必要と認める事項。

エ 町本部の組織構成及び所掌事務は、表-2（P107）、及び表-3（P108）のとおりとする。

オ 各班は、原則として町本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別、規模、性質等により町本部長が指示した班は、設置されないものとする。

(6) 配備の指定及び区分

ア 町本部長は、町本部を設置した時は、直ちに配備の規模を指定する。ただし、町本部長の指定がない場合でも、その状況に応じて、各部長においてその配備を決定することができる。この場合各部長は、直ちに町本部長（事務局）に報告しなければならない。

イ 配備区分は、おおむね次の基準による。

| 配備体制 | 配備基準 | 配備要員 |
|------------------------------|--|--|
| 第 1 配備 （準備体制） | ・ 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合 | ・ 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく ・ その他の職員は待機の体制をとる |
| 第 2 配備 （警戒救助体制） | ・ 当町域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 ・ 沖縄気象台が当町を含む地域で震度 5 弱を観測し、発表した場合 | ・ 各班の警戒本部要員は配置につき、災害発生とともに災害応急活動が開始される体制とする |
| 第 3 配備 （災害対策本部） （非常体制） | ・ 相当規模の災害が発生した場合 ・ 沖縄気象台が当町を含む地域に震度 5 強以上を発表した場合 | ・ 動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする |

(7) 配備要員及び指名

ア 町の配備要員は、表-2（P103）のとおりとする。ただし、この配備要員は、災害の実情により、増減することができるものとする。

イ 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

ウ 各部長は、必要に応じ、配備要員名簿を作成し、総務部長に提出するものとする。なお配備要員に異動があった場合は、そのつど修正のうえ、総務部長に通知するものとする。

(8) 動員方法

ア 町本部長は、気象予警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通知を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めた時は、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。

イ 本部会議の招集に関する事務は、総務部長が行う。

ウ 総務部長は、町本部が設置され、対策要員の配備規模が決定された時は、その旨、各部長に通知するものとする。

エ 通知を受けた各部長は、直ちに部内の配備要員に対し、その旨、通知するものとする。

オ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

カ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。なお、非常招集系統については、配備要員名簿を併記し、総務部長に提出しておくものとする。

（参考資料-9 参照）

(9) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがあることを知った時は、すすんで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

ア 夜間及び休日等における配備

(ア) 非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間、休日等勤務時間外において、災害が発生した時又は発生するおそれがあることを知った時、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った時は、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な避難所等に参集し応急対策に当たる。

(イ) 災害初期の災害対策要員の確保

災害初期の情報の収集・伝達、町本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ町役場近隣居住職員の中から災害初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

表2

本部組織図

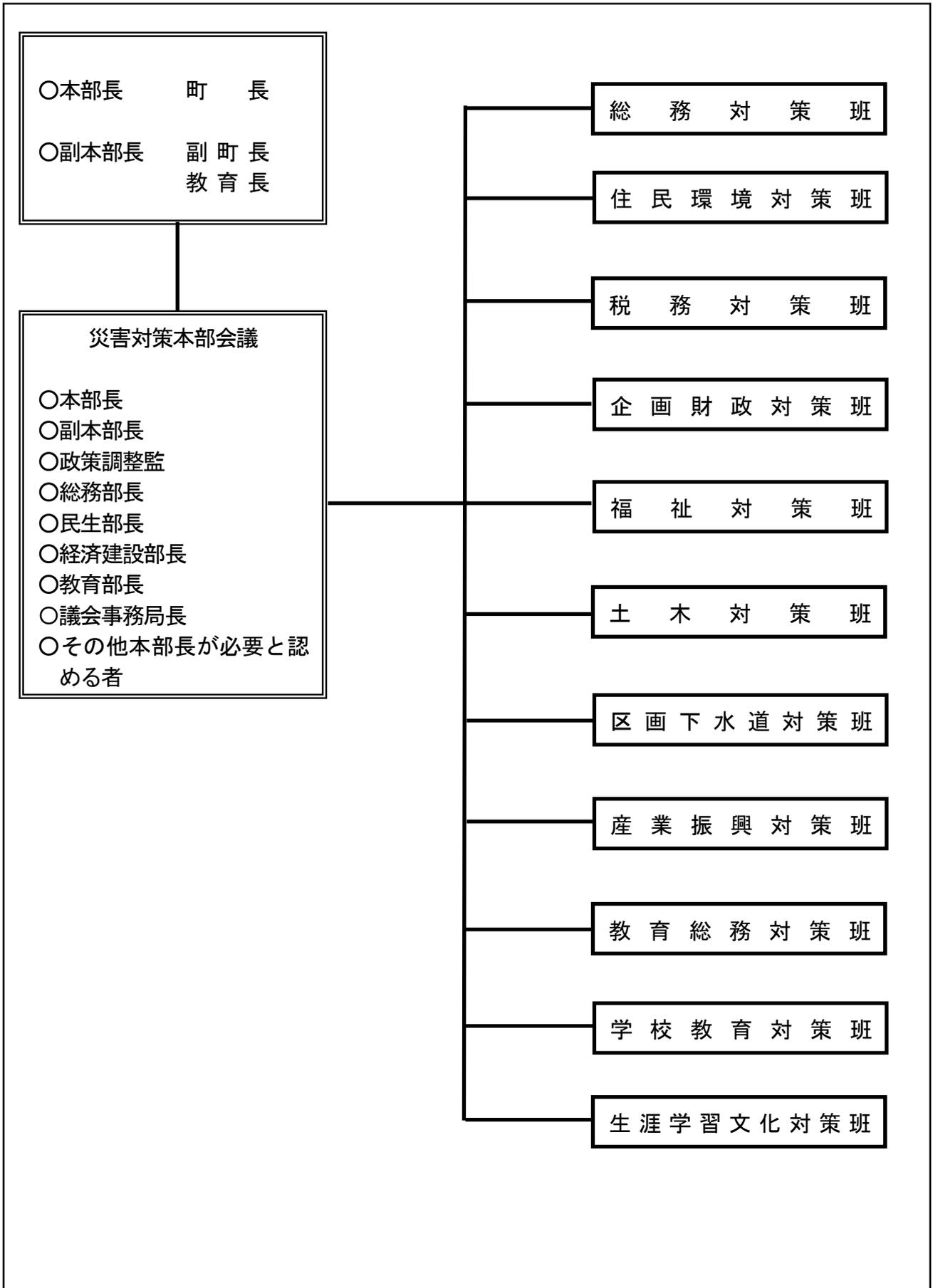


表3

町本部等（警戒本部） 掌握事務及び組織機構

| 災害対策組織 | | | | 所掌事務 | 配備要員数 | | | | |
|--------|------|-------|---------------------|--|--|--------|--------|------|----|
| 部 | 部長 | 対策班名 | 班長 班員 | | 警戒配備 | 第1配備 | 第2配備 | 第3配備 | |
| 総務部 | 総務部長 | 総務対策班 | 総務課長 総務課・議事事務局職員 | ①本部会議に関すること ②本部の設置及び解散に関すること ③防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること ④部内及び各部への連絡調整に関すること ⑤災害に関する情報の総括、被害状況等の収集に関すること ⑥国、県その他関係機関に対する被害調査報告に関すること ⑦職員の非常招集、服務に関すること ⑧自衛隊の災害派遣要請要求及び受入に関すること ⑨気象情報等の収集、広報伝達に関すること ⑩配備要員の動員、配置に関すること ⑪災害見舞い、視察者の応接に関すること ⑫各部班の所掌事務に関すること ⑬その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑭災害時の各部班への応援に関すること ⑮その他、他の部・班に属さないこと | 3 | 3 | 7 | 全員 | |
| | | | 住民環境対策班 | 住民環境課長 住民環境課職員 | ①ごみ及びし尿収集運搬、処理に関すること ②災害地域の環境衛生に関わる防疫に関すること ③浸水家屋の衛生消毒に関すること ④動物の死骸の収容及びその処置に関すること ⑤動物の保護、収容に関すること ⑥感染症に関する関係機関との連絡調整に関すること ⑦死体の埋火葬の許可に関すること ⑧遺体の収容及び埋葬等に関すること ⑨その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑩災害時の各部班への応援に関すること | 必要に応じて | 2 | 4 | 全員 |
| | | | 税務対策班 | 税務課長 税務課職員 | ①被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関すること ②土地家屋等の被害状況の調査、収集に関すること ③罹災証明の発行に関すること ④その他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑤災害時の各部班への応援に関すること | 0 | 必要に応じて | 4 | 全員 |
| | | | 企画財政対策班 | 企画財政課長 企画財政課・会計課職員 | ①災害に必要な経費の予算措置に関すること ②災害対策本部の会計事務に関すること ③義援金の受領及び配分に関すること ④その他の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑤災害時の各部班への応援に関すること | 0 | 必要に応じて | 5 | 全員 |

| 災害対策組織 | | | | 所掌事務 | 配備要員数 | | | |
|--------|--------|-------|---|---|-------|--------|------|------|
| 部 | 部長 | 対策班名 | 班長 班員 | | 警戒配備 | 第1配備 | 第2配備 | 第3配備 |
| 民生部 | 民生部長 | 福祉対策班 | 二丁目も課長 一丁目も課長 二丁目も課・保健福祉課・国保年金課職員 | ①社会福祉協議会、災害救助活動に協力する団体、日本赤十字、その他機関との連絡調整に関する事 ②応急食料及び生活必需品等の調達及び管理に関する事 ③災害救助法の適用に関する事 ④救援物資の確保、郵送及び配分に関する事 ⑤管理施設における避難場所、避難所の開設及び維持管理に関する事 ⑥管理施設における避難所の救援炊き出し支援に関する事 ⑦災害ボランティアの受入業務に関する事 ⑧町社会福祉協議会と協力し、災害ボランティアセンターを支援する事 ⑨園児の避難に関する事 ⑩保育園との連絡調整に関する事 ⑪被災地域及び避難所等の医療、精神保健衛生に関する事 ⑫要配慮者支援に関する事 ⑬救急病院・診療所等との連絡調整に関する事 ⑭感染症に関する関係機関との連絡調整に関する事 ⑮災害に対する国民健康保険税の徴収猶予及び減免に関する事 ⑯他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関する事 ⑰災害時の各部班への応援に関する事 | 0 | 必要に応じて | 12 | 全員 |
| 経済建設部 | 経済建設部長 | 土木対策班 | まちづくり振興課・都市整備課職員 まちづくり振興課長 | ①土木対策関係機関との連絡調整に関する事 ②河川及び排水路、公園、その他土木関係災害の警戒巡視に関する事 ③河川及び排水路等の水位警戒に関する事 ④河川、土砂災害警戒区域等の被害調査及びその対策に関する事 ⑤道路、橋梁、排水路、一般建築物その他施設の整備、復旧調査に関する事 ⑥道路及び橋梁、公園緑地、街路樹等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関する事 ⑦道路、その他における障害物の除去に関する事 ⑧応急仮設住宅の建設及び点検、修理に関する事 ⑨他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関する事 ⑩災害時の各部班への応援に関する事 | 6 | 8 | 16 | 全員 |

| | | | | | | | | | |
|-----|------|----------|---------|----------|--|--------|---|---|----|
| | | 区画下水道対策班 | 区画下水道課長 | 区画下水道課職員 | ①下水道施設及び区画整理地内の道路等に関する警戒巡視に関すること ②下水道施設の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ③公園緑地、街路樹等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ④区画整理地内の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ⑤他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑥災害時の各部班への応援に関すること | 2 | 2 | 4 | 全員 |
| | | 産業振興対策班 | 産業振興課長 | 産業振興課職員 | ①農作物、林産物、畜産物等の災害予防対策及び被害調査、防疫、復旧事業に関すること ②農地、農業用施設、畜産物関連施設等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ③商業施設等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ④農地、農業用施設、畜産物関連施設等の罹災証明の発行に関すること ⑤農協、その他関係団体との連絡調整に関すること ⑥他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑦災害時の各部班への応援に関すること | 必要に応じて | 2 | 4 | 全員 |
| 教育部 | 教育部長 | 教育総務対策班 | 教育総務課長 | 教育総務課職員 | ①文教施設及び学校給食共同調理場の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ②管理施設における避難所の開設及び維持管理に関すること ③管理施設における避難所の救援炊き出し支援に関すること ④給食業務に関すること ⑤他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑥災害時の各部班への応援に関すること | 必要に応じて | 2 | 4 | 全員 |

| | | | | | | | | | |
|--|--|-----------|----------|-----------|---|---|--------|---|----|
| | | 学校教育対策班 | 学校教育課長 | 学校教育課職員 | <ul style="list-style-type: none"> ①児童、生徒の被害状況の調査及び避難措置に関すること ②文教施設の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ③被災児童、生徒の救護及び応急教育計画の指導に関すること ④教育部管理施設に避難所を設置する際の連絡調整に関すること ⑤応急学校教材、学用品の調達及び管理に関すること ⑥児童、生徒の保健に関すること ⑦管理施設における避難所の救援炊き出し支援に関すること ⑧他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑨災害時の各部班への応援に関すること | 0 | 必要に応じて | 4 | 全員 |
| | | 生涯学習文化対策班 | 生涯学習文化課長 | 生涯学習文化課職員 | <ul style="list-style-type: none"> ①文化財等の災害予防対策及び被害調査、復旧事業に関すること ②管理施設における避難所の開設及び維持管理に関すること ③管理施設における避難所の救援炊き出し支援に関すること ④他所管の被害状況等の調査、対策業務に関する各担当部長への報告に関すること ⑤災害時の各部班への応援に関すること | 0 | 必要に応じて | 4 | 全員 |

第2節 地震情報、警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、または、長周期地震動階級3以上を予想した場合、震度4以上が予想される地域、または、長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想された時、または、長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上または、長周期地震動階級4の大きさの地震動を予想した緊急地震速報（警報）は特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測された時、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

(3) 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測された時や大津波警報、津波警報、津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

また、日本や国外への津波の影響に関する情報も記述して発表する。

国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測された時、観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(8) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

【全国速報版・地域速報版】

津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）または（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）した場合、地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

【全国詳細版・地域詳細版】

津波警報・注意報発表時または（担当地域で）震度5弱以上を観測または社会的に関心の高い地震が発生した場合、地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

・管内地震活動図

地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月都道府県内及び)その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。毎月初旬に発表する。

・週間地震概況

防災に係る活動を支援するために、週ごとの沖縄地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。毎週金曜に発表する。

気象庁震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ町であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語 | 意味 |
|-------------------|--|
| まれに | 極めて少ない。めったにない。 |
| わずか | 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 |
| 大半 | 半分以上。ほとんどよりは少ない。 |
| ほとんど | 全部ではないが、全部に近い。 |
| が(も)ある、 が(も)いる | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。 |
| 多くなる | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。 |
| さらに多くなる | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。 |

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日）

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|------|---|--|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | — | — |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | — | — |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | — |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

(2) 木造建物（住宅）の状況

| 震度階級 | 木造建物（住宅） | |
|------|----------------------------------|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5弱 | — | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 5強 | — | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 6弱 | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。 |
| 6強 | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 |
| 7 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 |

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度階級 | 鉄筋コンクリート造建物 | |
|------|----------------------------------|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5強 | — | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 |
| 6弱 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 |
| 6強 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 |
| | 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 |

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 地盤の状況 | 斜面等の状況 |
|------|--|---|
| 5弱 | 亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。 |
| 5強 | | |
| 6弱 | 地割れが生じることがある。 | がけ崩れや地すべりが発生することがある。 |
| 6強 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。 |
| 7 | | |

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

| | |
|--------------------|---|
| ガス供給の停止 | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 |
| | さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。 |
| 断水、停電の発生 | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。 |
| 鉄道の停止、 高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） |
| 電話等通信の障害 | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止 | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 |

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

| | |
|------------------------|---|
| 長周期地震動 ※による超高層ビルの揺れ | 超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 |

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震、津波、火山噴火による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度よく地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

なお、津波警報等は国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と とるべき行動 |
|----------|--|------------------------------|----------------|---|
| | | 数値での発表 (津波の高さ予想の区分) | 巨大地震の 場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 <u>(10m<高さ)</u> | 巨大 | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m <u>(5m<高さ≤10m)</u> | | |
| | | 5m <u>(3m<高さ≤5m)</u> | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m <u>(1m<高さ≤3m)</u> | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m <u>(0.2m≤高さ≤1m)</u> | (表記なし) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。 |

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

| 種 類 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)を発表(※1) |
| 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※2) |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※3) |

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容 |
|-------------|------------|------------------------------|
| 大津波警報 | 1 m超 | 数値で発表 |
| | 1 m以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 0.2m以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現) |

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

| 発表中の津波警報等 | 発表基準 | 発表内容 |
|-----------|----------|--------------------------------|
| 大津波警報 | 3 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 3 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波警報 | 1 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 1 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

| 発表基準 | 発表内容 |
|--|--|
| 津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表 |
| 0.2m未満の海面変動が予想された時 (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| 津波警報等の解除後も海面変動が継続する時 (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

(4) 津波予報区

町が属する津波予報区は、以下のとおりである。

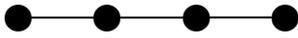
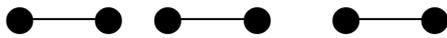
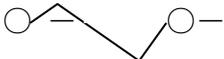
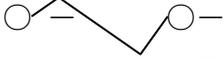
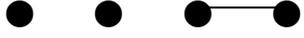
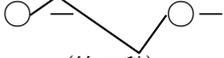
| | |
|--------|------------|
| 津波予報区 | 津波予報担当気象官署 |
| 沖縄本島地方 | 気象庁本庁 |

(5) 町及び近隣における津波浸水想定区域は次のとおり

参考資料－6を参照。

(6) 鐘音若しくはサイレン音による大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識は次によるものとする。

■鐘音又はサイレン音による大津波警報、津波警報及び津波注意報の標識

| 標識の種類 | 標 識 | |
|-----------------------------------|--|--|
| | 鐘 音 | サイレン音 |
| 大津波警報 標識 | (連 点)  | (約3秒) (短声連点)  (約2秒) |
| 津波警報標識 | (2 点)  | (約5秒)  (約6秒) |
| 津波注意報 標識 | (3点と2点との斑打)  | (約10秒)  (約2秒) |
| 津波注意報、 津波警報及び 大津波警報解除 標識 | (1点2個と2点との斑打)  | (約10秒) (約3分)  (約3秒) |

(注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

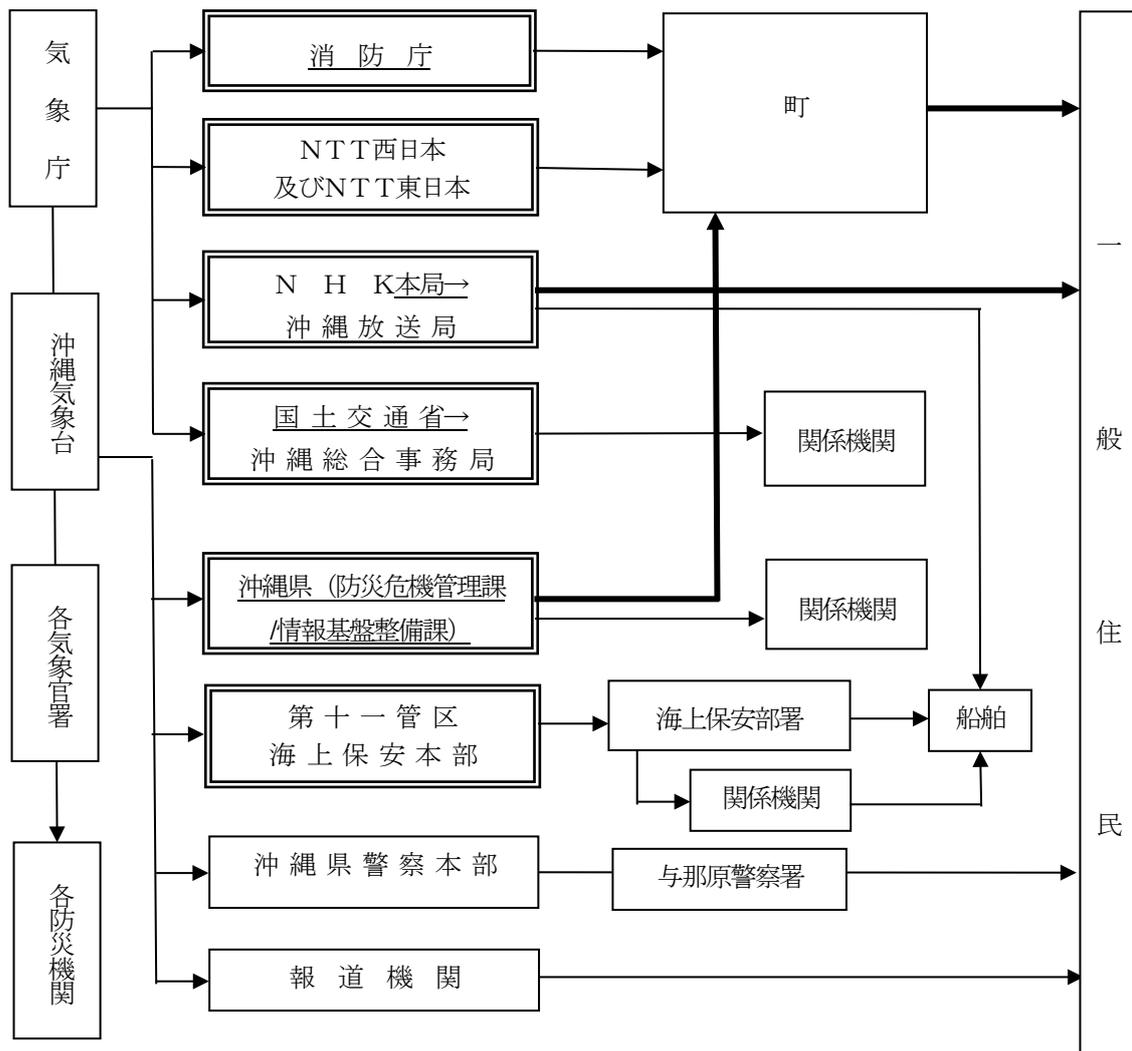
(7) 旗を用いた大津波警報、津波警報、津波注意報の標識は次によるものとする。

■旗を用いた大津波警報、津波警報、津波注意報標識

| 標識の種類 | 標 識 | | | | |
|---------|--|---|---|---|---|
| 大津波警報標識 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>赤</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>白</td> <td>赤</td> </tr> </table> | 赤 | 白 | 白 | 赤 |
| 赤 | | 白 | | | |
| 白 | | 赤 | | | |
| 津波警報標識 | | | | | |
| 津波注意報標識 | | | | | |

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

4 津波警報等の伝達



(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(1) 津波警報の伝達要領

ア 町は、県や消防庁、NTT等から津波警報の伝達を受けるとともに、放送番組を通して情報を収集する。

イ 町は、第5節災害広報計画に定める方法により町民に徹底を図る。

ウ 津波警報の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地地震津波に対する自衛処置

町長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、沖縄県警察、東部消防組合消防本部等に連絡するとともに、町防災行政無線や広報車等を用いて、沿岸住民に対し、河川等から退避するよう指示する。

あわせて、沖縄県警察、東部消防組合消防本部等の協力を得て、河川等からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制を執る。

第3節 災害通信計画

災害に関する予報、警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期するため、災害時における通信はおおむね次によるものとする。

1 通信の協力体制

通信施設の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用方法（実施主体：総務対策班）

災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は通信設備の被害状況により異なるが、おおむね次のうちから実状に即した方法で行うものとする。ただし、固有の通信設備を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他機関の通信設備の利用に際しては、あらかじめ管理者と利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信事業用設備の利用方法

ア 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク

町、県及び関係機関との通信は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信の確保を図るものとする。

イ 普通電話による通信

一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。

なお、臨時電話が設置できる状況にあつては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。

ウ 非常電話の利用方法

災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時からNTT等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。

エ 非常電報

災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。

非常電報を申し込むに当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常の旨をつけて頼信する。

(2) 専用通信設備の利用

ア 電気通信業務用設備の利用ができなくなった場合、また緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

(ア) 町内広報設備

町内広報設備による非常無線の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行うものとする。

(イ) 消防無線電話

消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じ、通信連絡を行うものとする。

(ウ) 警察電話

沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。

(エ) 警察無線電話

沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。

(オ) その他非常通信の利用

その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町の専用通信設備の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することが出来ない時に、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

イ 県防災行政無線網（通常通信ルート）が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡をするものとし、平素から関係機関との意思疎通に努めるものとする。



非常通信受付機関：東部消防組合消防本部

電話番号：945-2200



非常通信受付機関：与那原警察署

電話番号：945-0110

(3) 町における措置

ア 通信設備優先利用の協定

町は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

イ 放送要請の依頼

町が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とする時は、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告するものとする。

ウ ポータルサイト・サーバ事業者の利用

県は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において特に必要がある時、又は町からこれらに関する放送要請の依頼があり必要を認めた時、ポータルサイト・サーバ事業者インターネットを活用した情報提供の協力を要請する。

3 放送要請・依頼（実施主体：総務対策班）

災害に関する通知、要請、伝達、又は警告等を行う場合にテレビ、又はラジオによる放送を必要とする時は、県に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、町は関係機関等の協力を得て、災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告する。

1 実施責任者

- (1) 町長は、町内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。
県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告する。
なお、町長は被害が甚大なため被害の調査が困難な時は、関係機関に応援を求めて行う。
- (2) 消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）、県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。
- (3) 県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。
- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の長はその所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。
- (5) 上記の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。
また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害状況の収集（実施主体：総務対策班、県）

(1) 災害情報の把握

町は県と協力して、被害規模を早期に把握するため、次の情報等の収集を行う。

- ア 人的被害・住家被害・火災に関する情報
- イ 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況
- ウ 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- エ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- オ 道路の被害、応急対策の状況に関する情報
- カ ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- キ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ク 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 町による情報の収集

町は、職員による調査、職員の参集途上の情報、町民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

(3) 町被災時の情報収集

県は、町が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、町に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

3 地震発生直後の第1次情報の報告（実施主体：総務対策班、県、沖縄県警察）

(1) 町の役割

- ア 報告すべき災害の発生を覚知した時は、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 県の役割

- ア 報告すべき災害の発生を覚知した時は、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。
- イ 町から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

(3) 沖縄県警察の役割

沖縄県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁及び九州管区警察局に連絡する。

4 災害報告（実施主体：総務対策班）

災害状況等の収集報告は、下記事項並びに各対策部における災害報告要領による。

(1) 報告の種類

報告の種類は、災害発生の時間的経過に伴い区分するものとし、報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況即報
- ウ 災害確定報告
- エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が充分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を町から県（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

町は、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告する。

イ 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を町から沖縄県災害対策地方本部等を経て沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

町は、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

報告に当たっては被害状況判定基準によるとともに、与那原警察署と密接な連絡を保つ。

ウ 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を町から県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察と密接な連絡を保つ。

エ 災害年報

町は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県（防災危機管理課）へ報告する。

5 安否情報の提供（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部、沖縄県警察、関係市町村）

町は、被災者の安否について住民等から照会があつた時は、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要な時は、関係市町村、消防機関、沖縄県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 災害広報計画

町民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、災害広報の迅速化を図る。

1 実施責任者

町長は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制を整備するとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用を図られるよう、町民に対する普及啓発に努める。

2 実施機関相互の連絡

町は、県及び報道機関と、相互に情報の交換を行う。

3 広報活動（実施主体：各対策班）

(1) 実施要領

ア 各班において、広報を必要とする事項が生じた時は、原則として文書で総務対策班に通知する。

イ 総務対策班は、各班が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、速やかに町民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

(2) 町民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等の町民への通知は、次の方法により行う。

- ア 防災行政無線
- イ 各公民館放送
- ウ 広報車
- エ 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等
- オ インターネット
- カ 写真、ポスター等の掲示
- キ SNS

(3) 報道機関に対する情報等の発表の方法

ア 報道機関に対する情報の発表は、すべて総務対策班が行う。

イ 情報等の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。

(4) 広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 気象予報警報等の発令又は解除
- イ 災害対策本部の設置又は閉鎖
- ウ 災害防止の事前対策
- エ 災害対策の状況
- オ 被害の状況
- カ その他必要と認める事項

4 報道機関一覧表

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|----------|------------------|----------|
| 沖縄タイムス社 | 那覇市久茂地2丁目2番2号 | 860-3000 |
| 琉球新報社 | 那覇市泉崎1丁目10番3号 | 865-5111 |
| NHK沖縄放送局 | 那覇市おもろまち2丁目6番21号 | 865-2222 |
| 琉球放送 | 那覇市久茂地2丁目3番1号 | 867-2151 |
| 琉球朝日放送 | 那覇市久茂地2丁目3番1号 | 860-1199 |
| 沖縄テレビ放送 | 那覇市久茂地1丁目2番20号 | 863-2111 |
| ラジオ沖縄 | 那覇市西1丁目4番地の8 | 869-2211 |
| エフエム沖縄 | 浦添市字小湾40番地 | 877-2361 |

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、次によるものとする。

1 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 天変地異、その他災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。
- (3) 情報の収集
 - ア 気象庁、他部隊から、震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊（自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）第25条の規定により航空機を待機させている部隊及び航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）第3条に規定する選任部隊をいう）の長は速やかに、航空機等により、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。
また、対象部隊以外の部隊等についても、必要に応じ、航空機、艦艇等により情報収集を行うものとする。
 - イ 部隊等は、収集した情報を、必要に応じ知事等に伝達するものとする。
 - ウ 部隊等は、必要に応じその他の災害に際しても情報収集を行うものとし、必要に応じ知事等に伝達するものとする。

2 災害派遣要請（実施主体：県）

- (1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）
 - ア 知事 主として陸上災害
 - イ 第11管区海上保安本部長 主として海上災害
 - ウ 那覇空港事務所長 主として航空機遭難
- (2) 災害派遣の要請を受けることができる者
 - ア 陸上自衛隊第15旅団長
 - イ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
 - ウ 海上自衛隊第5航空群司令
 - エ 航空自衛隊南西航空混成団司令
※派遣命令者の所在地等 P139 のとおりである。
- (3) 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）
 - ア 災害派遣（緊急患者空輸を除く。）を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。
ただし、緊急の場合で文書によるいとまがない時は、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）
- イ 緊急患者空輸を要請する場合
- (ア) 患者の状況
 - a 入院先病院、空輸区間
 - b 患者の氏名、性別、生年月日、年齢、職業、住所
 - c 病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無
 - (イ) 付添者等
 - a 付添人の氏名、年齢、患者との続柄、職業、住所
 - b 添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
 - (ウ) 特異事項等
 - a 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数
 - b 搭載医療器材及びその大きさ、重量
 - c 現地の風向、風速、天候、視界
 - (エ) その他参考となるべき事項
 - a 地元連絡責任者
 - b ヘリポート等の夜間照明設備の有無
 - c 特に必要とする機材

3 町長の派遣要請等（実施主体：町長）

(1) 知事への派遣要請要求

町長は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められる時は、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は、通知を行った場合には、速やかに、その旨を知事（防災危機管理課）に報告しなければならない。また、通知を受けた防衛大臣又ははその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、人命又は財産保護のため、知事の要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

4 派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- (1) 被災状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の救援（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の捜索、救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救助活動に必要な人員及救援物資の緊急輸送）
- (10) 炊飯及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付け又は譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (12) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (13) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

5 派遣部隊との連絡調整（実施主体：総務対策班、県、自衛隊）

- (1) 知事（防災危機管理課）は救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整する。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、町及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

6 町の準備すべき事項（実施主体：総務対策班、県）

自衛隊派遣に際しては、町及び県は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業に関しては、県（防災危機管理課他関係部署）及び町当局と派遣部隊指揮官との間で協議し決定するものとする。
- (2) 町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は特殊なものを除き、できる限り町において準備するものとする。

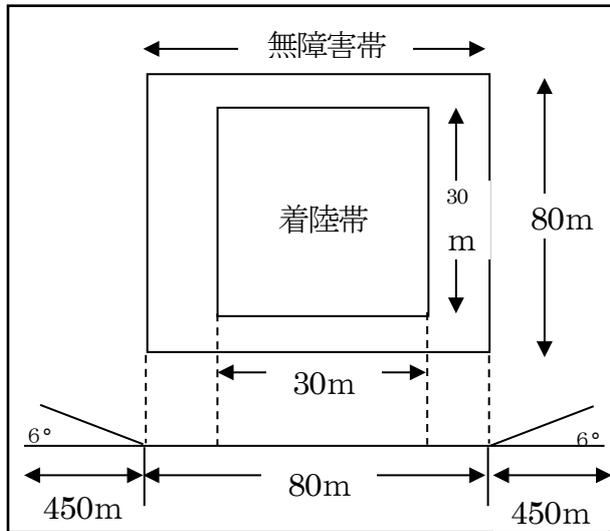
7 ヘリポートの準備（実施主体：総務対策班）

(1) ヘリポートの設置

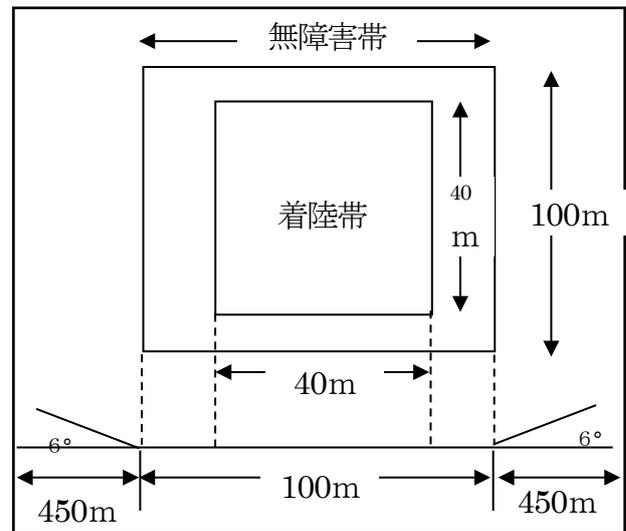
人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は、救助物資の空輸（血液、血清リレー含む）を円滑に実施するため、町において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

ア ヘリポートの設置基準

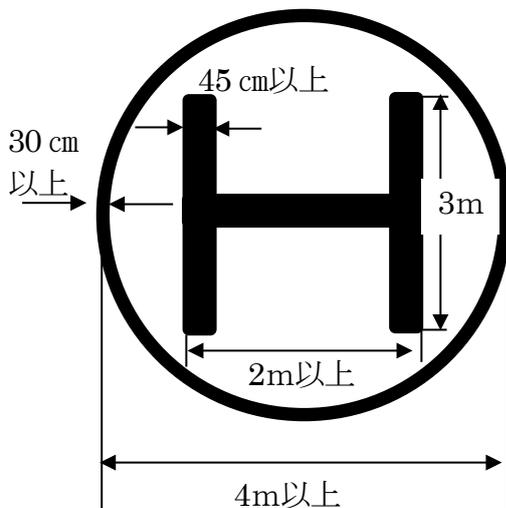
(ア) 中型機 (UH-60 J A) の場合



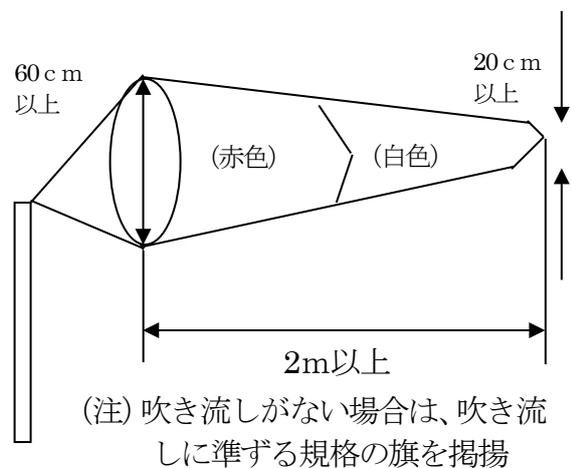
(イ) 大型機 (V-107、CH-47 J) の場合



イ ヘリポートの表示基準



ウ 吹き流しの掲揚基準



(2) 受入れ時の準備

- ア 離着陸地点には、H記号を平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- イ 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
- オ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- キ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（実施主体：自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にいない場合（自衛隊法第94条）

- ・避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）
- ・土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ・緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令等（基本法第76条の3第3項）（所管警察署長へ通知）

イ 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

- ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（基本法第63条第3項）（町長へ通知）
- ・他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）（町長へ通知）
- ・住民等を応急措置等の業務に従事させること（基本法第65条第3項）（町長へ通知）（町長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を負う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずべき損失

イ 自衛官の従事命令（法律65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置等の業務に従事した者に対する損害

9 派遣部隊の撤収（実施主体：県）

(1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について、自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

(2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、町長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

10 経費の負担区分等（実施主体：企画財政対策班、県）

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、町及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ 宿泊施設の電気、水道、汚物処理等の料金

(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

11 災害に係る第一次情報等の収集等（実施主体：自衛隊）

- (1) 気象庁、他部隊等から、震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は速やかに航空機等により、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集等を行うものとする。
- (2) 部隊等は、収集した情報を必要に応じ、県知事等に伝達するものとする。
- (3) 部隊等は、必要に応じ、その他の災害に際しても情報収集を行うものとし、収集した情報は、必要に応じ県知事等に伝達するものとする。

12 自衛隊の自主派遣（要請を待ついとまがない場合の災害派遣）（実施主体：自衛隊）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。この場合において、派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ア 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町長又は与那原警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（基本法第68条の2第2項の規定による町長からの通報を含む）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認める場合
 - イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等から要請を待ついとまがないと認められること。

13 近傍災害派遣（実施主体：自衛隊）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、派遣命令者は、部隊等を派遣することができる。

災害派遣命令者の所在地等

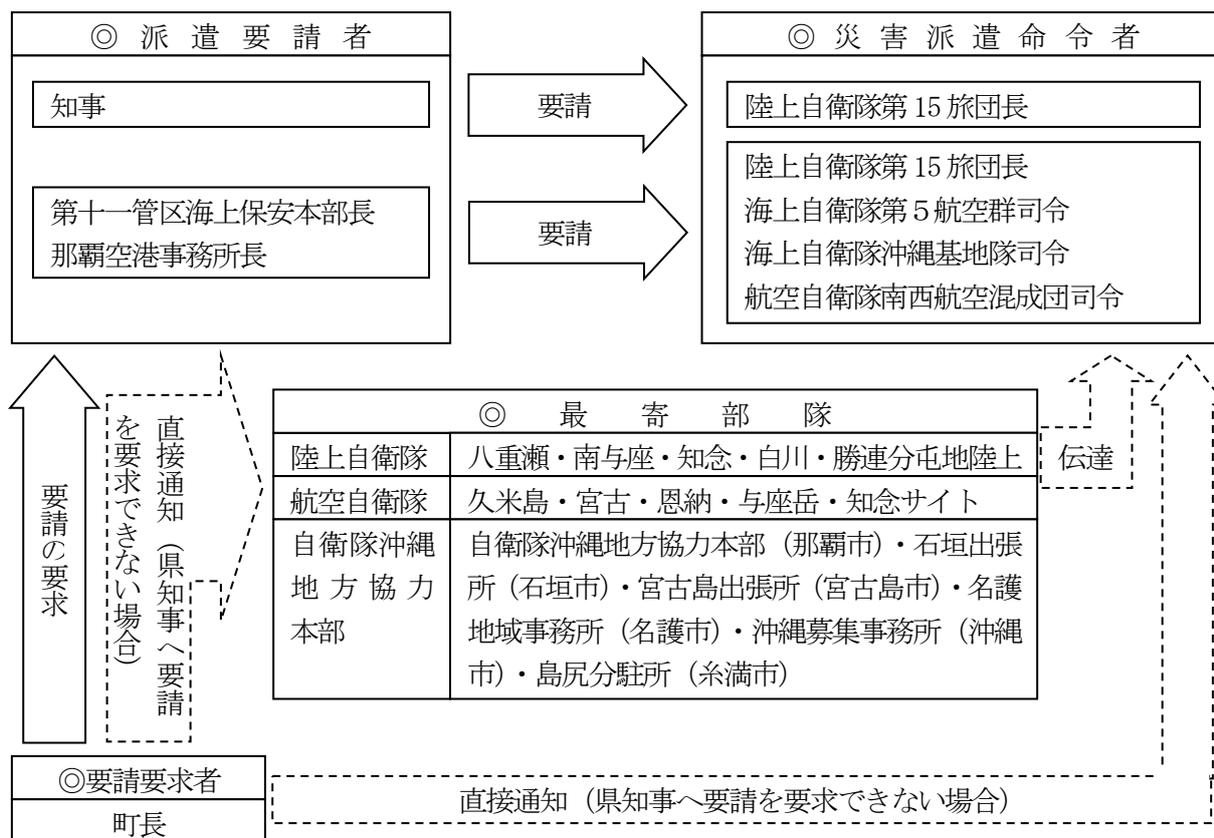
| | あて先 | 所在地 | 実務担当（昼間） | | 実務担当（昼間） | |
|-------|-----------|--------------------|----------------|---|-------------|---|
| | | | 主管 | 電話 | 実務 | 電話 |
| 陸上自衛隊 | 第15旅団長 | 那覇市鏡水 679 | 第15旅団司令部第3部 | 857-1155 857-1156 857-1157 内線 277 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク 6-552-0123 | 司令部 当直 | 857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク 6-552-0123 |
| 海上自衛隊 | 第5航空群司令 | 那覇市当間 252 | 作戦幕僚 | 857-1191 内線 5213 | 群司令部 当直 | 857-1191 内線 5222 |
| | 沖縄基地隊司令 | うるま市勝連 平敷屋 1920 | 沖縄基地隊本部 警備科 | 978-2342 978-3453 978-3454 内線 230 | 当直幕僚 | 978-2342 978-3453 978-3454 内線 230 |
| 航空自衛隊 | 南西航空混成団司令 | 那覇市当間 301 | 司令部 運用課 | 857-1191 内線 2236 | SOC 当直幕僚 | 857-1191 内線 2204 内線 2304 |

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）（※下表追加）

| 区分 | 要請権者 | 要請の受理及び処理 | |
|--------------|--------------|-----------|----------|
| | | 主担当 | 副担当 |
| 離島の急患及び物資空輸 | 県知事 | 陸上自衛隊15旅団 | 航空自衛隊南混団 |
| 船舶急患空輸及び海難救助 | 第十一管区海上保安本部長 | 航空自衛隊南混団 | 海上自衛隊5空群 |
| 海上捜索 | | 海上自衛隊5空群 | 海上自衛隊沖基 |
| | | 海上自衛隊沖基 | 航空自衛隊南混団 |

※「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成16年3月31日）による

自衛隊の災害派遣要請系統



- (1) 最寄の部隊の住所及び連絡先・・・付表
- (2) 緊急時における通報を実施した町は、速やかに県に依頼するものとする。

付表 最寄部隊の住所

| 区分 | 名称 | 住所 | 電話番号 |
|-------|--------------------|-----------------------|--------------|
| 陸上自衛隊 | 八重瀬分屯地 | 島尻郡八重瀬町字富盛 2608 | 098-998-3437 |
| | 南与座分屯地 | 島尻郡八重瀬町字安里 569 | 098-998-3439 |
| | 知念分屯地 | 南城市知念字知念 1177-2 | 098-948-2814 |
| | 白川分屯地 | 沖縄市字白川福地原 119 | 098-938-3335 |
| | 勝連分屯地 | うるま市勝連字内間 2530 | 098-978-4001 |
| 航空自衛隊 | 与座岳分屯基地 | 糸満市字与座 1780 | 098-994-2268 |
| | 知念分屯基地 | 南城市佐敷字佐敷 1641 | 098-948-2813 |
| | 恩納分屯基地 | 国頭郡恩納町恩字恩納 7441 | 098-966-2053 |
| | 宮古島分屯基地 | 宮古島市上野字野原 1190-189 | 0980-76-6745 |
| | 久米島分屯基地 | 島尻郡久米島町字江城山田原 2064-1 | 098-985-3690 |
| | 自衛隊沖縄地方協力本部 | 那覇市前島 3-24-3-1 | 098-866-5457 |
| | 自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所 | 石垣市字登野城 55 合同庁舎内 | 0980-82-4942 |
| | 自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所 | 宮古島市字下里 1016 合同庁舎内 | 0980-72-4742 |
| | 自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所 | 名護市大西 1-21-27 | 0980-52-4064 |
| | 自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所 | 沖縄市美里 1-2-9 | 098-937-1608 |
| | 自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所 | 糸満市西川 18-13 あがりえビル 1F | 098-992-4141 |

第7節 広域応援要請計画

災害時において隣接市町村、県及び他の機関の職員の応援により災害応急活動の万全を図る。

1 実施責任者

この計画による要請は、町長が行う。

2 派遣要請方法（実施主体：町長、総務対策班）

(1) 隣接市町村等相互間の応援

町長は、災害発生時において応急処置を実施するために必要があると認める時は、他の市町村の長に対し、職員等の応援を求める。

(2) 指定地方行政機関の応援

町長は、災害の応急処置を実施するために必要があると認める時は、指定行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員の派遣等について必要な事項

(3) 知事への職員派遣あつせん要請

町長は、知事に対し県、指定行政機関、又は他の地方公共団体の職員の派遣について、(2)の事項を明示してあつせんを求める。

3 防災関係機関における応援要請（実施主体：町長、総務対策班、与那原警察署、沖縄県警察、東部消防組合消防本部、ライフライン事業者）

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、東部消防組合消防本部は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

4 町機能の支援（実施主体：県）

県は、町の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のように町の支援を行う。

（1）県調査隊の派遣

町に対しヘリコプター等により県職員による調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による被災市町村への支援について連絡調整を行う。

なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

（2）県職員等の派遣

町の機能をバックアップするために必要な町のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して町への支援を要請する。

（3）応援職員の調整

町からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、町への配置や輸送等の調整を行う。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

（4）県による代行

県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、町に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置の全部または一部を当該町に代わって行うものとする。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第8節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は次によるものとする。

第1款 避難の原則

1 実施責任者

適切な避難指示等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現することは、町長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容、保護は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(1) 高齢者等避難開始の発令

| 実施責任者 | 災害の種類 | 根拠法 | 備考 |
|-------|-------|-----|---------------------------|
| 町長 | 災害全般 | なし | 警報等の伝達時には、基本法第56条により実施可能。 |

(2) 避難の指示

| 実施責任者 | 災害の種類 | 根拠法 | 備考 |
|---------------|---------------|-------------------------|---------------------------------|
| 町長 | 災害全般 | 基本法第60条 | |
| 知事 | 災害全般 | 基本法第60条 | 町の事務が全部又は大部分できない場合 |
| 警察官 | 災害全般 | 基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 町長から要請がある場合又は町長が避難の指示をするいとまのない時 |
| 自衛隊 | 災害全般 | 自衛隊法第94条 | 警察官がその場にいらない時 |
| 知事又はその命を受けた職員 | 洪水、高潮 地すべり | 水防法第29条 地すべり等防止法第25条 | |
| 水防管理者 | 洪水、高潮 | 水防法第29条 | |

(3) 警戒区域の設定

| 実施責任者 | 災害の種類 | 根拠法 | 備考 |
|--------------|--------------|------------------------|--|
| 町長 | 災害全般 | 基本法第63条 | |
| 知事 | 災害全般 | 基本法第73条 | 町の事務が全部又は大部分できない場合 |
| 警察官 | 災害全般 | 基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 町長から要請がある場合又は町長（委任を受けた職員を含む）がその場にい ない時 |
| 自衛隊 | 災害全般 | 自衛隊法第63条 | 町長（委任を受けた職員を含む） 警察官等がその場にい ない時 |
| 消防吏員 消防団員 | 火災 | 消防法第28条 | 消防警戒区域の設定 |
| 警察官 | 火災 | 消防法第28条 | 消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がい ない時又は要求が あった時 |
| 水防管理者 | 洪水、高潮 | 水防法第21条 | |
| 警察官 | 洪水、津波、 高潮 | 水防法第21条 | 水防管理者もしくは消防機関に属する 者がいない時、または要求があった時 |

【避難指示と警戒区域の違い】

- 警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。
 (従って、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。)
- ・設定が考えられる場合として
 - 1 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
 - 2 応急対策上、やむを得ない場合

(4) 高齢者等避難

上記のほか、特に町は、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は町長が行う。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として町長が行うものとする。

また、広域避難等において町のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難指示等の運用（実施主体：総務対策班）

（1）避難指示等の種類

避難指示等の種類及び基準は、以下のとおりである。

| 種類 | 内 容 | 根拠法 |
|--------------------|---|---------|
| 高齢者等避難 自主避難 | 一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 <基準> ①町において震度4が観測され、町長が必要と認めた時 ②町長が必要と認めた時 | なし |
| 避難指示 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める時に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。 <基準> ①震度6弱の地震が発生した時 ②町長が必要と認めた時 注1 | 基本法第60条 |
| 警戒区域の設定 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。 | 基本法第63条 |

注1：津波警報等が入手できない場合など。

（2）指示の基準

町は、あらかじめ定めた客観的な基準等に応じて、高齢者等避難・避難指示を発令する。以下に発令基準の考え方を示す。

| 種類 | 発令基準の考え方 |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | 気象状況、過去の災害の発生例、自然条件等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示を行うことが予測される場合。 |

| | |
|------|--|
| 避難指示 | ア 洪水によって重大な災害が起こるおそれがある時。 イ 各種気象警報が発せられ、災害の発生が予想される時。 ウ 山崩れ等により危険が切迫している時。 エ その他町民の生命、身体を災害から保護するため必要と認める時。 |
|------|--|

(3) 避難指示等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難の指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 高齢者等避難、避難の指示の発令及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(4) 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

町は「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえつつ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(5) 避難指示等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、広報車、口頭又は拡声器等の手段によってその内容を伝達する。また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を第3節3の(2)に準じて要請する。

(6) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

| |
|---|
| (ア) 町長の措置 ◆町長→知事（防災危機管理課） |
| (イ) 知事の措置 a 基本法に基づく措置 ◆知事（防災危機管理課）→町長 b 地すべり等防止法に基づく措置 ◆知事（海岸防災課）→所轄警察署長 |
| (ウ) 警察官の措置 a 基本法に基づく措置 ◆警察官→与那原警察署長→町長→知事（防災危機管理課） b 警察官職務執行法（職権）に基づく措置 ◆警察官→与那原警察署長→沖縄県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→町長 |
| (エ) 自衛官の措置 ◆自衛官→町長→知事（防災危機管理課） |
| (オ) 水防管理者の措置 ◆水防管理者→与那原警察署長 |

(7) 高齢者等避難、避難の指示又は警戒区域の設定者の措置

ア 住民への周知

高齢者等避難、避難の指示又は警戒区域の設定を行った者は、以下の方法によって、住民への周知を図る。

(ア) 防災行政無線による伝達

(イ) 広報車による伝達

(ウ) 各字公民館放送による伝達

(エ) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

緊急を要し上記(ア)(イ)(ウ)(エ)の方法が難しい時は、消防団等による個別伝達を行う。

イ 伝達事項

(ア) 災害及び避難の理由

(イ) 避難場所及び避難経路

(ウ) 避難に当たっての注意事項

a 避難に際しては、必ず、火気危険物等の始末を完全に行うこと。

b 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガスの保安処置を講じること。

c 避難者は、2食程度の食料、日用品及び衣料等を携帯すること。

d 避難者は、必要に応じ、防寒用雨具を携行すること。

ウ 放送を活用した避難指示等情報の伝達

町は、町長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難指示等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」(平成17年6月28日)に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(8) 解除の基準

ア 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3 避難実施の方法(実施主体：町長、総務対策班、福祉対策班)

避難の指示者及び町長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期すものとする。

(1) 避難の順位

避難に当たっては、要配慮者(高齢者、幼児、障がい者、病人、妊産婦等)を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図るものとする。

イ 避難所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため地域の实情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

エ 要配慮者の避難については、第1編 基本編 第3章 第4節 第6款「要配慮者の安全確保」に定めるところにより、具体的な避難支援計画を整備して実施するものとする。

オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめるものとする。

(3) 避難心得の周知徹底

町長は、避難のための立ち退きの万全を期するため災害時における避難者の心得についてあらかじめ住民に周知させておくものとする。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

4 避難所の開設及び収容保護（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

(1) 指定緊急避難場所の設置

町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 指定避難所の開設

町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、民間賃貸住宅や宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(3) 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議することができる。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 設置及び収容状況報告

町長は避難所を設置した時は、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、

開設期間の見込) を県に報告しなければならない。

5 避難者の移送（実施主体：総務対策班）

災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、交通輸送計画に定めるところによるものとする。

6 避難所の運営管理（実施主体：福祉対策班、教育総務対策班、学校教育対策班、生涯学習文化対策班、避難所運営者）

基本的に避難所の運営は、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む。）の自主運営を原則とする。

町は避難所の開設に伴い適切かつ的確な運営ができるよう事前に避難所運営マニュアルを作成しておくものとする。

避難所の開設及び運営管理に関しては、町本部からの指示に基づき各施設担当の対策班が実施するものとする。

(1) 避難所の運営

避難所を利用する人が自主的に運営を行うことができるよう、地域（自治会等）の役員等、避難所を利用する人の代表者や避難施設の施設管理者等で構成される委員会等を設置し、運営に係る事項を協議、決定する。なお、委員会の構成員には女性を入れる等、避難所運営に多様な人々の意見が反映されるよう努める。

また、運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢や性別に関係なく可能な限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるよう、交代や当番等により対応する。

避難所の後方支援については、町本部が行う。

ア 避難所運営者は食料、物資等の配給を受けるため、町本部と定期的に連絡をとる。

イ 避難所運営者は本部から派遣された保健師、福祉対策班の職員等の支援を受け、被災者の心身の健康管理を行う。

ウ 避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援等を行う地域の拠点施設として機能するよう、町本部から必要な支援を受ける。

(2) 避難所の環境

町及び避難所運営者は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳

- 室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
 - オ ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
 - カ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
 - キ 指定避難所等において、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等に対する配慮や性暴力・DVの発生を防止するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

7 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策（実施主体：福祉対策班、学校教育対策班、各学校、各施設管理者）

(1) 学校

町教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようあらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難先
- エ 避難誘導者及び補助者
- オ 避難誘導の要領
- カ 避難後の処置
- キ 事故発生に対する処置
- ク その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

8 避難所の整備（実施主体：総務対策班）

避難所の整備は、共通編第3章「災害予防計画」第4節第3款3（2）「緊急避難場所・指定避難所の指定・整備」に基づいて実施する。

9 避難長期化への対応（実施主体：総務対策班）

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等

の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。
県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

10 県有施設の利用（実施主体：総務対策班）

町は県に対して県有施設の一時使用を要請することができる。

11 在宅避難者等の支援（実施主体：福祉対策班）

町は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

※災害救助法が適用された場合

災害のため被害をうけ、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者に対する避難所の供与は、次のとおり実施する。

1 対象者

(1) 災害によって被害を受けた者

- ア 住家が全壊（焼）流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害をうけ、日常起居する場所を失った者
- イ 自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者

(2) 災害によって被害を受けるおそれがある者

- ア 避難指示を受け避難しなければならない者
- イ 避難指示は受けないが緊急に避難することが必要である者

2 費用及び期間

(1) 避難所設置等

設置のために支出できる費用の区分と限度額は、次のとおりである。

- ア 区分
人夫賃、消耗資材費、謝金、燃料費、仮設施設の設置又は借り上げ賃
- イ 費用

| |
|--------|
| 避難所設置費 |
|--------|

| |
|----------------|
| 1人1日当たり 330円以内 |
|----------------|

(2) 開設期間

災害発生の日から7日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難指示等の発令、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令（実施主体：総務対策班）

避難指示等の運用については、第1款の「2 避難指示等の運用」のとおりとする。

町は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

- (3) 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所（実施主体：総務対策班）

避難先は、町で予め計画している、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの堅牢で高い建物等とする。

4 避難誘導（実施主体：総務対策班）

(1) 住民等の避難誘導

町で予め計画している方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

5 避難所の開設・収容保護（実施主体：総務対策班）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第9節 観光客等対策計画

1 避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：総務対策班、観光施設管理者、交通機関）

（1）町の役割

町は、津波情報や避難指示等の避難情報を、町民等への伝達する他に、浸水想定区域内及びその周辺の観光施設や交通施設等に防災行政無線等により伝達する。

また、町職員、消防団員等により浸水想定区域を巡回し、来遊者に高台等への避難を呼びかける。

（2）観光施設等の役割

津波情報や町の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

（3）交通機関の役割

津波情報や町の避難情報を把握した場合、運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

2 避難収容（実施主体：産業振興対策班、観光施設管理者等）

（1）収容場所の確保

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

（2）安否確認

町は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

（3）飲料水・食料等の供給

町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

3 帰宅困難者対策（実施主体：産業振興対策班）

（1）情報の提供

町は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

（2）帰宅困難者対策

町は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が町内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、県と連携した帰宅困難者対策を講ずる。

第10節 要配慮者対策計画

1 実施責任者

町及び要配慮者等の管理者は、要配慮者対策の実施を行う。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者台帳の作成（実施主体：福祉対策班）

(1) 町は、基本法第49条の10第1項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行う。

(2) 災害時に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障がい者や一人暮らし高齢者など避難行動要支援者が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、支援体制を確立し、これらの者が地域内で安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員・児童委員、自治会等のコミュニティの協力を得て、避難行動要支援者台帳を整備し、災害時の避難支援に活用するものである。

3 避難行動要支援者の避難支援（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、町の災害時要支援者避難支援計画を策定し、これに基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や堅牢で高い建物等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要がある時は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

4 避難生活への支援（実施主体：総務対策班、福祉対策班、土木対策班）

(1) 避難時の支援

町は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握するとともに、相談窓口（相談員）を配置するなどして、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

町は、必要に応じて専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を県に要請する。

(2) 応急仮設住宅への入居

町は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

町は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

5 外国人への支援（実施主体：総務対策班、福祉対策班）

町は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

災害時における消防活動は次によるものとする。

1 実施責任者

火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動の実施は町及び消防とする。

2 消防施設の整備（実施主体：東部消防組合消防本部）

町内における諸災害発生に対処するため年次計画により更新整備を行い、恒久的な整備を図るものとする。

3 消防の業務内容（実施主体：東部消防組合消防本部）

(1) 火災の予防、警戒（火災予防査察等）

大勢の人が勤務又は出入りする建築物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等を重点的に随時予防査察を実施することとし、一般建築物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

防火対象物の管理者は、政令に定める防火責任者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を履行するものとする。

また、火災発生危険の除去、人命危険の発見、排除に努める火災の予防、警戒にあたる。

(2) 消防体制・出動の確立

ア 消防は、常に町内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の体制を保つものとする。

イ 火災又はその他の災害が予想される警報等が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員は、上司の指示に従い、必要に応じて現場若しくは消防署に出動し勤務に就くものとする。

ウ 消防団員は、定期訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できる態勢をとることとする。団員の出動は、サイレン及び電話連絡等をもって行うものとする。

エ 火災又は諸災害発生時に対処するため、消防隊の出動は別に定める命令によるものとする。

(3) 救助・緊急活動

指揮者はまず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者がいなければ各隊は協力して救急隊との連携のもとに、救助活動に全力を投入する。なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。

負傷者の搬送及び収容は、原則として救助隊が行うものとするが、状況により消防車又は現場付近の車両をもって行うものとする。

(4) 火災警報

火災に関する警報は、おおむね次の事項のいずれかに該当する気象状況において、必要と認められた時発するものとする。

ア 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が50%以下となり、最大風速が10m/s以上の見

込みの時。

イ 平均風速15m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの時。（降雨中は発令しないこともある）

(5) 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査の結果は、町長へ消防長からの報告を確認するものとする。

4 相互応援計画（実施主体：町長、東部消防組合消防本部）

町長及び消防長は、火災等の災害発生に際して、「沖縄県消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊運用要綱」等に基づき、近隣市町村及び国へ応援を要請するものとする。

5 林野火災対策（実施主体：総務対策班、産業振興対策班、東部消防組合消防本部）

林野火災の発生と拡大を防止するため、予防と次の応急対策を講じる。

(1) 異常気象時の警戒態勢及び出火防止対策

異常乾燥及び強風時に、火災警報の発令とともに警戒態勢を強化する。

ア 警戒態勢の内容

(ア) 防災行政無線により火災予防広報を実施する。

(イ) 各自治会に依頼し、火災予防広報を実施する。

(ウ) 消防車、広報車等により巡回広報を実施する。

(エ) 林野参加者に対する火気注意を徹底する。

(オ) 消防職員による巡回警戒を強化する。

(カ) 消防職員、団員の自宅待機、または一部招集を指令する。

イ 出火防止対策

(ア) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。

(イ) 町及び関係機関は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

(ウ) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況の時の火入れ中止の指導等を徹底する。

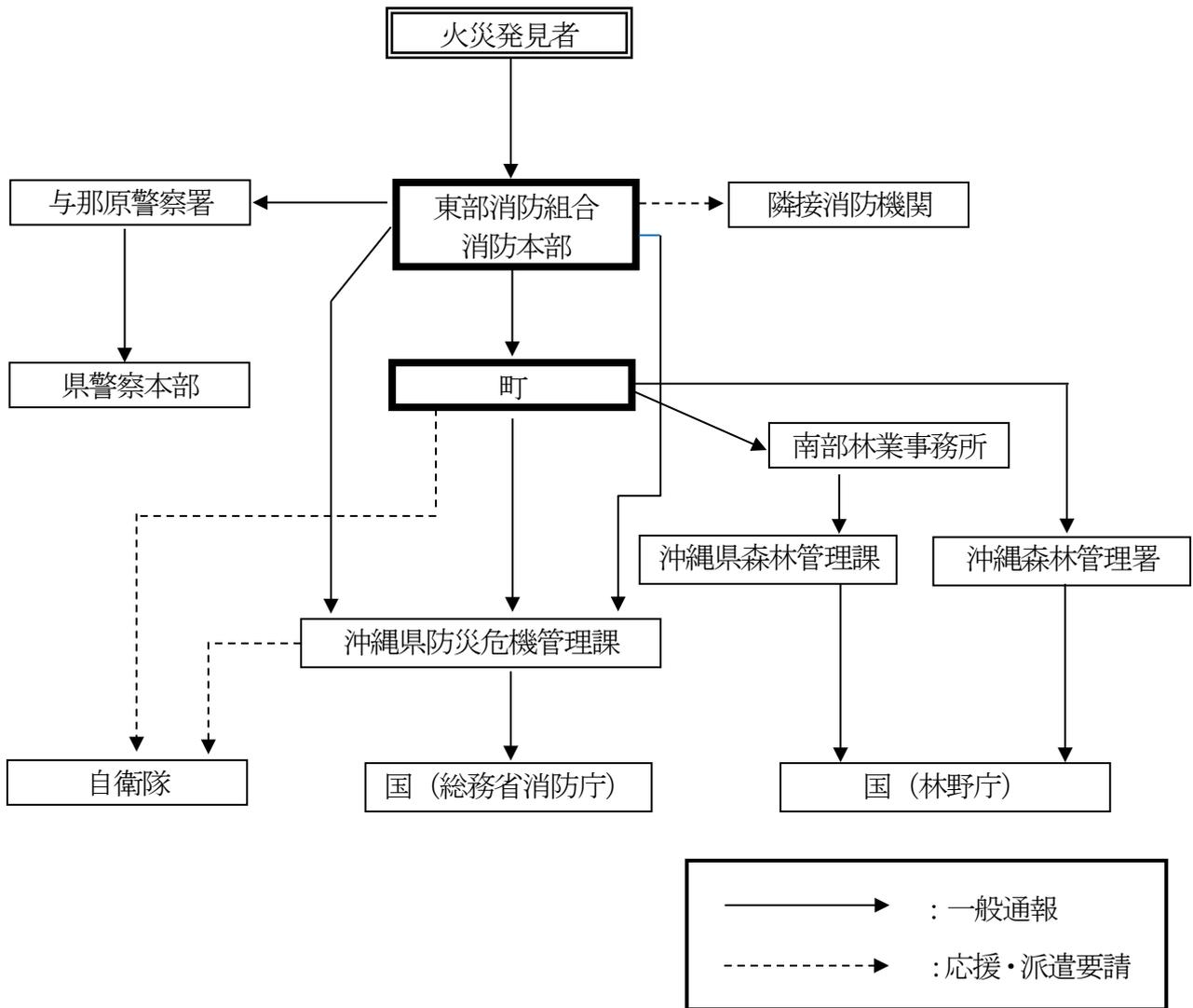
(2) 林野火災の発生（発見時）、拡大についての通報連絡系統

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡等は、次のとおりとする。

ア 通報連絡内容

火災発生日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等

イ 通報連絡系統図



(3) 林野火災の消火体制及び活動内容

ア 消火体制

| 実施事項 | 実施内容 |
|-----------|---|
| 現場指揮本部の設置 | 林野火災時に応援消防隊及びその他消火に協力する者が、統一的な指揮のもとに円滑な消火活動ができる態勢を確立するため、火災の状況に応じ現場指揮本部を設置する。 |
| 関係者の協力 | 林野火災が発生した時は、山林、原野の所有者及び付近の住民等は、消防機関に協力するものとする。 |
| 消火活動 | 林野火災の消火活動においては、火勢の状況及び気象状況並びに地理、地勢等に応じた消火活動を行う。 |

イ 消火活動内容

| 消火活動別 | 実施内容 |
|-------|--|
| 直接攻撃 | 火たたき、覆土、撤土、除去による消火、ポンプによる注水消火等。 |
| 間接攻撃 | 直接攻撃によって防御できない場合、林野の一部を犠牲にして防御線、防火線を築き、火災の延焼を遅らせる。 |
| 迎火攻撃 | 迎火攻撃は、指揮者の指示により人員を十分に配置し、防火線の幅員を充分にとり、燃焼方向に対して一斉に点火する。その際は、飛火に注意する。 |
| 残火処理 | 残火処理は、焼失線（周囲）から徐々に内面に入り、飛火点に向かって処理し、特に老木、根株、空洞木等の着火後を見回り完全に消化する。 |
| 飛火警戒 | 飛火による第2、第3火災の発生を防止するもので、防御に当たっては多くの人員を必要とするため、地域住民の協力で飛火警戒を行うものとする。 |
| 空中消火 | ヘリコプターによる消火方法であり、消火基地を設け現場指揮本部と密接に情報交換し、空中消火隊の指揮運用を行い、地上消火隊と相互に連携をとり消火にあたる。なお、消火基地設置等（ヘリポート）に当たっては、「第4章 第6節 自衛隊派遣要請計画」に基づいて実施する。 |

第12節 救出計画

災害時における救出活動は、次のとおり実施する。

1 実施責任者

町をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の実施（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部、県、沖縄県警察、町民）

被災者の救出は、消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げる等情勢に応じた方法により実施するものとする。

（1）消防、町の役割

ア 消防は、本来の救助機関として救出に当たるものとする。

イ 町は、町のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

（2）沖縄県警察の役割

沖縄県警察は、救出の応援要請があった場合、又は、警察自身が必要とした場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

（3）県の役割

県（総括及び情報対策班）は、町への応援が必要と認めた場合、又は町から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県に対し応援を要請する。

（4）町民の役割

町民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救助活動成功のポイント

（1）要救出・救助現場の早期把握

（2）要救出・救助現場に対する人員の投入

（3）要救出・救助現場に対する資機材の投入

（4）救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

4 救出用資機材の調達（実施主体：総務対策班、東部消防組合消防本部）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

※ 救助法が適用された場合

1 対象者

災害によって早急に救出しなければ生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出を要するもの。

- (1) 災害の際に火中に取り残されたような場合
- (2) 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- (3) 水害に際し流出家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残されたような場合

2 救出の費用及び期間

(1) 費用

- ア 借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの実費）
- イ 修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）
- ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

(2) 期間

災害発生の日から3日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第13節 医療救護計画

災害時における医療救護は、次によるものとする。

第1款 医療及び助産

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し若しくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、次のとおり実施する。

1 医療体制（実施主体：福祉対策班、医療機関、日本赤十字社沖縄県支部、南部地区医師会等）

(1) 実施責任者

町は、医療救護を行う。

また、救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、町長はこれを補助するものとする。ただし、救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができない時は、町長が実施する。

(2) 医療の方法

ア 情報の収集

町及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

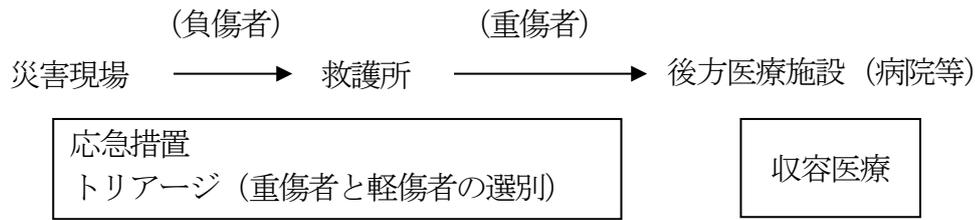
イ 医療

医療は、災害の規模及び患者の発生状況によって、日本赤十字社沖縄県支部、南部地区医師会、その他の協力を得て行う。

(3) 救護所の設置

ア 応急救護所：救護所は、本部長の指示により被災者の収容施設、被災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に設置するものとする。

イ 臨時救護所：地域被災者の応急救護の拠点として、避難所（学校、公民館等）や避難場所（総合グラウンド等）、病院・診療所等の公共施設に臨時救護所を設置。



(注) 後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等のことをいう。

2 救急搬送（実施主体：福祉対策班、東部消防組合消防本部、県）

傷病者の搬送は、原則として町及び消防機関の救急車両等により行う。

県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、町及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

3 助産体制

(1) 実施責任者

災害時において助産の手段を失った者に対する助産は、医療関係機関の協力を得て町長が行う。

ただし、救助法の適用があった場合は、知事（医務班、保健所、県立病院）が実施する。

(2) 助産の方法

助産は原則として産科医が当たる。ただし出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うこともさしつかえない。

4 医療及び助産施設の状況

町内の医療、助産施設の状況は参考資料－10のとおりである。

5 医薬品等の調達及び確保（実施主体：医療機関、県）

(1) 医療、助産活動に必要な携行資材の補給方法

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療施設及び助産施設の手持品を使用するものとする。ただし手持品がなく、又は不足した時は医療施設及び助産施設によって調達するものとするが、当該地域において確保が困難な時は県（衛生薬務課）において確保のうえ輸送するものとする。

6 血液製剤の確保（実施主体：県、沖縄県赤十字血液センター）

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県（衛生薬務課）は、沖縄県赤十字血液センターと連携して、輸血用血液製剤の確保に努めるものとする。

7 被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：福祉対策班、医療機関）

(1) 被災者の健康状態の把握

県は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災地域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

医療施設及び助産施設は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、町民の健康状態の把握と対応を決定する。

(2) こころのケア

県保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や町への支援体制を構築する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターは、保健所及び町へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として、全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

町は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

(3) 継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、町からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受け入れの体制を構築する。

町は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第2款 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害により傷病者が短時間に集団的に発生した場合の救急医療対策は次のとおり実施する。

1 救急医療対策への協力（実施主体：福祉対策班）

町は、県が行う救急医療対策が円滑に進むよう、沖縄県防災会議に協力する。

2 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策（実施主体：福祉対策班、県、沖縄県警察）

(1) 目的

突発的な災害等により、傷病者が短時間に集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう、組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

(2) 救急医療の対象と範囲

ア 対象

救急医療の対象とする災害は、暴風・豪雨・洪水・地震・その他の異常な自然現象又は大規模の火事・爆発・放射性物質等の大量放出、その他大規模な事故等、基本法に規定する災害及びこれに準ずる災害又は事故により、傷病者がおおむね50人以上に及ぶ災害とする。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等、町内の実状により、町において、対象傷病者数の基準を引下げ若しくは、引上げることができる。

イ 範囲

傷病発生と同時に現場で行う応急措置、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお現場において死にいたった場合の死体の検案、洗浄、縫合等の措置も含む。

(3) 救急医療体制の確立

ア 関係機関、団体における活動体制

関係機関及び団体は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互の連絡、協力に万全を期するとともに、その活動体制について確立を図る。

町は、県及び関係医療機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム等を整備することにより、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握し、応援の派遣等を行うよう努める。

なお、各機関・団体における業務内容は関係法令及び防災計画によるもののほか次のとおりとする。

(ア) 町

- a 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- b 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- c 日本赤十字分区長に対する出動要請
- d 南部地区医師会に対する出動要請

(イ) 県（福祉保健総務班、医務班、衛生薬務班、保健所、県立病院）

- a 救急医療についての総合調整
- b 救急医療についての現地救急医療対策本部の設置
- c 日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請
- d 県医師会に対する出動要請
- e 国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請
- f 県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請
- g 医療材料の整備

(ウ) 沖縄県警察

- a 傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整
- b 交通の規制
- c 傷病者等の住所・氏名等の確認

(エ) 医療施設

- a 医療の実施
- b 傷病者に対する看護

(オ) 自衛隊

- a 傷病者の救出及び搬送の支援
- b 救助物資の輸送支援

(カ) 日本赤十字社沖縄県支部

- a 医療の実施
- b 傷病者に対する看護
- c 救助物資の給与

(キ) 県医師会及び南部地区医師会

- a 医療施設の確保
- b 医師会所属の医療班に対する出動要請
- (ク) 県薬剤師会及び南部地区薬剤師会
 - a 医療品等の供給及び薬剤師の派遣
- (ケ) 企業体等
 - a 現地における応急的医療施設の設置及び管理
 - b 傷病者等の住所・氏名等の確認
- (コ) 西日本電信電話株式会社沖縄支店（NTT西日本）
 - a 緊急臨時電話の架設
- (サ) 沖縄電力株式会社
 - a 電源の確保
- イ 関係機関との連携等
 - (ア) 町本部が設置された場合は、町は、救急医療体制に従事する各機関、団体及び企業体等に連絡員の派遣を要請し、密接な連携を保ちながら効果的な救急医療を実施していく。
 - (イ) 町本部が設置されない場合においては、県が救急医療対策本部を設置する。この場合、救急医療対策に従事する各機関、団体及び企業体等は本対策本部にそれぞれの班として所属するものとし、それぞれの業務に従事する。
 - (ウ) 現地救急医療対策本部長は、知事が県の職員のうちから任命するものとし、班長はそれぞれの機関、団体及び企業体等の長が任命する。
- ウ 医療機関の動員計画
 - (ア) 災害発生に即応するため、町内の医療機関は、医師等医療関係者及び医療施設の動員計画をあらかじめ策定しておく。
 - (イ) 町内の医療関係機関は、国・国立病院機構、公・私立等の医療施設管理者が編成する医療助産班の活動に協力する。
 - (ウ) 町内の医療機関は、県薬剤師会が行う医療品等の供給及び薬剤師の派遣に関する活動に協力する。
- エ 民間の協力

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報、連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関において、それぞれ啓発を図る。
- (4) 災害発生 of 通報連絡
 - ア 企業体等における災害発生時の責任者又は災害の発見者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。
 - イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。
 - ウ 通報を受けた町長は、その旨を管轄する県土木事務所等（地方本部長）及び地区医師会へ通報連絡する。
 - エ 通報連絡を受けた県土木事務所等（地方本部長）は、その旨を知事（医務班）へ報告するものとし、知事（医務班）は、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等へ連絡する。

オ 通報連絡を受けた医師会及び地区医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。

カ 通報の内容は次のとおりである。

- (ア) 事故等発生（発見）の日時
- (イ) 事故等発生（発見）の場所
- (ウ) 事故等発生（発見）の状況

(5) 医師等医療関係者の出動

町長は、災害の通報連絡を受けた時は、直ちにその規模・内容等を検討し、日赤分区長及び地区医師会長へ医療班の出動を要請する。要請を受けた日赤分区長及び地区医師会長は直ちに医療班を派遣する。

(6) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。なお、搬送に必要な車両等の確保については本章第14節「交通輸送計画」による。

(7) 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校・公民館等の収容可能な施設の確保を図る。この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社沖縄県支部長、県医師会長及び地区医師会長において充分配慮する。

(8) 医療材料等の確保

町は、県（薬務疾病対策班、保健所、県立病院）、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会等が行う医療材料等の調達及び運用に協力する。

(9) 費用の範囲と負担区分

ア 費用の範囲

費用とは出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

イ 費用の負担区分

- (ア) 傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は町が負担する。
- (イ) 人為的あるいは自然災害ともとられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合は、救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担する。
- (ウ) 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の責任を負う企業体が負担する。
- (エ) 前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

ウ 費用の額

医師等に対する謝金、手当は救助法施行細則（昭和47年規則第9号）に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

（参考資料－12 参照）

(10) 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規定及びこれ等に準じて、それぞれ前項イの費用負担区分に準じて負担する。

※救助法が適用された場合

1 医療

(1) 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者。

(2) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療又は施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(3) 医療の費用及び期間

ア 費用

医療に要する費用は次のとおりとする。

- (ア) 医療助産班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とする。
- (イ) 委託医療機関等による場合
社会保険診療報酬の額以内とする。
- (ウ) 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内とする。
- (エ) 日赤医療班による場合
委託契約に定める額以内とする。

イ 期間

災害発生の日から14日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

2 助産

(1) 対象者

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で災害のために助産の途を失った者。

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産の費用及び期間

ア 費用

助産に要する費用は次のとおりとする。

- (ア) 医療助産班による場合
使用した衛生材料の実費
- (イ) 委託助産機関等による場合
使用した衛生材料及び処置に要した実費
- (ウ) 助産師による場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

イ 期間

分娩した日から7日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

第 14 節 交通輸送計画

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通路を確保するためのものである。災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は次のとおり実施する。

第 1 款 交通計画

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規制の実施責任者

| 区分 | 実施責任者 | 範囲 | 根拠法 |
|--------|--------------------------|---|--|
| 道路管理者 | 国土交通大臣 県知事 町長 | 1 道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる時 | 道路法 第 46 条 |
| 公安委員会 | 公安委員会 警察署長 警察官 | 1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するため、必要があると認める時 2 道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図り又は交通災害その他の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 | 基本法 第 76 条 道路交通法 第 4 条、第 5 条 及び第 6 条 |
| 海上保安本部 | 第十一管区 海上保安本部 海上保安官 | 1 船舶の交通安全の為に必要があると認める時 2 海難の発生、その他の事情により、特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがある時、又は混雑緩和に必要な時 3 海上保安官がその職務を行うため、周辺状況から真にやむを得ないと認めた時 | 港則法 第 37 条 海上保安庁法 第 18 条 |

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は本章第 30 節「公共土木施設応急対策計画」(道路)に基づいて実施する。

(3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- イ 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

2 交通の規制(実施主体:総務対策班、土木対策班、東部消防組合消防本部、県公安委員会、与那原警察署、沖縄県警察、自衛隊、道路管理者)

(1) 規制の種別

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制(道路法第 46 条)

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めた時は、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制(道路交通法第 4 条)

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める時は、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 緊急輸送のための規制(基本法第 76 条)

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認める時は、次により適切な措置をとるものとする。

(ア) 緊急輸送機関の措置

町長は、被災地において緊急輸送を実施しようとする場合は、あらかじめ日時、種別輸送量、車両の種別、発着時、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

(イ) 県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する必要があると認める時は、次の措置をするものとする。

(2) 危険箇所における規制

町及び県(道路管理班、土木事務所)、県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認める時は、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認める時は、以下の措置をするものとする。

- ア 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。
- イ 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとする時は、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがない時は、事後において速やかに通知するものとする。
- ウ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要がある時は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届け出

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、県公安委員会に対して緊急通行車両の事前届出書を提出し、届出済証の交付を受ける。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

知事（防災危機管理課）又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする

ア 使用者の申し出

緊急輸送に車両を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ 証明書等の交付

知事（防災危機管理課）又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、様式第2による標章及び様式第3による証明書を交付するものとする。

また、届出済証交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の提示

(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。参考資料-11を参照。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分な対応ができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は沖縄県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止」という。）を行った時は、基本法第76条の規定に基づき、直ちに、通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われた時は、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた時は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な時は、できる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた時は、車両を道路外の場所に移動させる。移動させることが困難な時は、できる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた時は、それに従う。

(10) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認める時は、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること。

その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらない時又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいる場合、自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとった時は、直ちにその旨を与那原警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者の措置

ア 放置車両の移動

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要する時、又は県公安委員会から要請を受けた時は、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 障害物の処分

道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要がある時は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

第2款 緊急輸送

1. 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

(1) 第1段階

- ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

2. 輸送の方法

(1) 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- ア 道路輸送
- イ 海上輸送
- ウ 空中輸送
- エ 人力による輸送

(2) 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送させる車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

3. 道路輸送（実施主体：総務対策班、各対策班）

(1) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保はおおむね次の順位によるものとする。

- ア 応急対策を実施する機関に属する車両等
- イ 公共的団体に属する車両
- ウ 営業用の車両等
- エ 自家用の車両等

(2) 町有車両の確保

災害輸送のための町有車両の確保は、次の方法により行う。

- ア 町有車両の掌握管理は、総務対策班において行うものとする。
 - イ 各部長は、車両を必要とする時は、総務対策班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。
 - ・輸送日時及び輸送区間
 - ・輸送対象の人数、品名及び数量
 - ・その他必要な事項
 - ウ 総務対策班長は、各班長より要請のあった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度等を考慮のうえ、使用車両を決定し、要請部へ通知するものとする。
- (3) 民間車による輸送
町又は県において民間車両により輸送を行う場合は、沖縄県総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。
- (4) 燃料の確保
町において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。
- (5) 費用の基準
- ア 輸送業者による輸送又は車両の借り上げは、通常の実費とする。
 - イ 官公署の他公共機関等所有の車両については、燃料費程度の負担とする。

4. 人力等による輸送（実施主体：総務対策班）

- (1) 災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行うものとする。
- (2) 町は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え災害時には迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- (3) 人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した住民に協力を要請して行うものとする。

5. 空中輸送（実施主体：総務対策班、県、自衛隊）

- (1) 空中輸送の実施
災害による交通途絶その他の理由により他市町村等へ緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。
- (2) 空中輸送の要請等
空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第6節自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする
- (3) ヘリポートの設置について、町は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。ヘリポートの設置基準については、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

6. 広域輸送拠点の確保（実施主体：総務対策班）

町は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

※救助法に基づく輸送

1 輸送の範囲

救助実施のための輸送は次の範囲とする。ただし、これ以外の輸送については、厚生労

働大臣の承認を得て行う。

- (1) 被災者を避難させるための輸送
町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難のための輸送
 - (2) 医療及び助産のための移送
重傷患者で医療助産班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療関係者の移送等
 - (3) 被災者救出のための移送等
救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送
 - (4) 飲料水供給のための移送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送
 - (5) 救済用物資の輸送
被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等整備配分のための輸送
 - (6) 死体搜索のための輸送
死体の搜索のため必要な人員、資材等の輸送
 - (7) 死体処理のための輸送
死体の処理のための医療助産班員あるいは衛生材料等の輸送及び死体を移動させるため必要な人員、死体等の輸送
- 2 輸送の費用及び期間
 - (1) 費用
応急救助のため支出できる輸送費は当該地域における通常の実費とする。
 - (2) 期間
輸送の範囲で定められているそれぞれの救助の実施について認められている期間とする。

第 15 節 治安警備計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、次によるものとする。

1 警察への協力・出動要請等（実施主体：総務対策班、県、与那原警察署）

町は自主防災組織等と連携し、被災地において警察が行うパトロールや生活の安全に関する情報提供等の活動に協力し、町民の安全確保に努める。

なお、町長は、治安警備、社会秩序の維持に必要な場合は、次により警察に対して協力・出動等を要請する。

(1) 警察の災害警備措置要領

| 段階 | 体制 | 活動内容 |
|------|--|---|
| 準備体制 | 台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。 | 準備体制をとったときは、概ね次に掲げる活動を行う。 ○災害警備連絡室（本部）の設置 ○気象、災害情報の収集及び伝達 ○事前広報 ○関係機関との連絡 ○装備資機材の準備 ○通信の確保 ○警察施設の防護 |
| 警戒体制 | 管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。 | 警戒体制をとったときは、準備体制に掲げる活動のほか、概ね次に掲げる活動を行う。 ○災害警備（準備）本部の強化 ○警備本部要員の招集 ○警備部隊の編成及び事前配置 ○装備資機材の事前配備 ○広報体制の確立 ○警備部隊の応援要請 ○補給 |
| 非常体制 | 大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。 | 非常体制をとったときは、準備体制及び警戒体制に掲げる活動のほか、概ね次に掲げる活動を行う。 ○避難誘導及び警戒措置 ○被害調査 ○救出・救助活動 ○行方不明者の捜索及び遺体の検分 ○犯罪の予防及び検挙 ○応援部隊の派遣調整 ○交通秩序の維持及び交通規制の実施 ○広報活動 |

(2) 警察への協力・出動の要請等

| 町長の措置 | 措置内容 |
|--------|---|
| 災害応急措置 | 町長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡を行い、両者が密接に協力する。 |
| 協力要請 | 町長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。 |
| 出動要請 | 町長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。 |

2 警察による災害警備（実施主体：与那原警察署）

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、町民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、本町における社会秩序の維持にあたる。

警察が行う警備活動は、「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「与那原警察署災害警備実施要綱」による。

第 16 節 災害救助法適用計画

災害に際して救助法を適用し応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、次のとおり適用計画を実施する。

1 実施責任者

町長は、知事が実施する救助法に基づく救助を補助する。ただし知事は、救助を迅速に行なうため必要があると認められる時は、救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行なう。

2 救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

※救助法の適用に至らない災害者の救助は、町長が実施するものとする。

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とする時に実施される。

- (1) 本町の被害世帯数が 60 世帯に達した時
- (2) 沖縄県全域の被害世帯数が、1,500 世帯以上であって、そのうち町内の被害世帯数が 30 世帯に達した時
- (3) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、本町の被害状況が特に救助を要する状態にある時。
- (4) 本町における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めた時
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が消失した時。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じた時。

救助法適用基準世帯数

| | 世帯数 | 人口 | 被害世帯数 | | 備考 |
|---|--------|--------|-------|----|----|
| | | | 1号 | 2号 | |
| 町 | 14,679 | 40,440 | 60 | 30 | |

※ 人口及び世帯数は地方自治法第254条の規定に基づき、令和2年10月1日時点の国勢調査による。

3 救助法の適用手続（実施主体：福祉対策班）

- (1) 災害に際し町における被害が2の救助法の適用基準のいずれかに該当する時には、法に基づく災害報告要領により町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができない時は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受け取るものとする。

4 救助法による災害救助の程度、方法、期間、及び実費弁償の基準

- (1) 災害の程度、方法及び期間
救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）（参考資料-12）
- (2) 実費弁償の方法及び程度
救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）（参考資料-12）

5 救助の組織

県本部が設置された場合における救助の組織は、第1節組織計画に定めるところによるものとする。なお、県本部を設置するにいたらない場合においては、平常の組織をもって対処するものとする。

第17節 給水計画

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、次によるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する給水の必要があると認める時は、南部水道企業団が東部消防組合消防本部の協力を得て行うものとする。

ただし、救助法が適用された時は、知事の委任に基づき行うものとする。

2 給水方法（実施主体：福祉対策班、南部水道企業団、東部消防組合消防本部）

(1) 取水

給水のための取水は、消火栓から行うものとする。

(2) 消毒法

取水が汚染している時、又は汚染のおそれがある時は、水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。

(3) 供給の方法は、県の調整池及び町の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行なうものとする。

ア 配水池等からの給水

(ア) 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に給水し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送するものとする。

(イ) 緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。

(ウ) ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で給水し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。

※給水体制が整わない段階においては、協定先からペットボトルを確保し、供給する。

(4) 広報

給水に際しては、広報車、報道機関等の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報するものとする。

3 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ給水量を増減する。

4 医療施設等への優先的給水（実施主体：福祉対策班、南部水道企業団）

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

5 水道施設の応急復旧（実施主体：区画下水道対策班、南部水道企業団）

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて南部水道企業団給水装置工事指定業者の応援を求めるものとする。

※ 救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができないものであれば、被害のない世帯であってもよい。しかし、反対に罹災者であっても自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

2 供給の費用及び期間

(1) 費用

ア ろ水その他給水に必要な人夫費及び輸送費

イ ろ水器その他の給水に要する機械器具の借り上費、修繕費及び燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

(2) 期間

供給期間は災害発生の日から7日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり。)

第18節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策員に対する食料等の給与・供給のための調達、炊き出し及び配給等、迅速かつ確実にを図るための対策を定める。

1 実施責任者

被災時における被災者及び災害応急対策活動従事者等に対する食料等の調達及び供給は、町長が行う。

また、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認める時は町長が実施する。

2 町の食料確保（実施主体：福祉対策班）

福祉対策班は、食料加工業者、製パン業者、スーパー等から弁当、パン、副食品、炊き出し用米、穀、野菜等を調達する。乳児に対しては、粉ミルク等を県及び販売業者等から調達する。

3 県からの食料調達方法（実施主体：町長、総務対策班、福祉対策班）

(1) 米穀、災害用乾パン

米穀については、町長が知事に米穀の応急買受申請を行い、知事発行の応急買受許可書により指定業者手持ちの米穀を調達する。

災害用乾パンについては、町長が知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局に売却申請を行い調達するものとする。

(2) その他の主食、副食及び副調味料等

原則として町が行うが、緊急調達の必要がある場合は、県及び他市町村の応援を要請し調達する。

4 供給対象者

- (1) 指示等に基づき、避難所に収容された人
- (2) 住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
- (3) 住家が被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する人
- (4) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段の無い人
- (5) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能な人
- (6) 災害応急対策活動従事者

5 食料供給活動（実施主体：町長、総務対策班、福祉対策班）

(1) 食料の集積（保管）場所及び輸送

食料集積（保管）場所は、総務対策班が町の施設等を選定し管理し、配給に関する輸送については福祉対策班が行う。

(2) 食料配給

配給する食料は、災害発生第1～2日目は、備蓄食料・弁当・パン等、第3日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当、パン等により行う。また、乳幼児に対しては粉ミルク等を配給する。配給の際は、食料品等受払簿を作成するものとする。

(3) 炊き出しの実施

炊き出しは、各避難所等で行い、必要な原材料、燃料等は町が調達する。炊き出しについては、各避難所担当が中心となり、自治会、婦人連合会等のボランティアに協力を申請し行う。

6 食料の需要の把握（実施主体：総務対策班）

総務対策班は、開設避難所と連絡を行い、食料の需要を把握する。災害応急対策活動従事者の人数は総務対策班が調査する。

7 要配慮者等に配慮した食料の備蓄と給与（実施主体：福祉対策班）

本町は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の備蓄に努めるものとする。

8 個人備蓄の推進（実施主体：総務対策班）

本町では、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水等を7日分程度、各個人において備蓄準備するよう、町民に広報・推進するものとする。（7日後は、救助及び救助活動による支援が図られるものと想定する）

※ 救助法が適用された場合

・炊き出しその他食料品の給与

1 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水、床下浸水であって炊事道具が流失し、又はカマドがこわれ若しくは土砂に埋まる等の被害を受けて炊事ができない者
- (3) 旅行者、一般家庭の来訪者等であって食料品の持ち合わせがなく調達できない者
- (4) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料品をそう失し持ち合わせのない者

2 費用

炊き出し、その他による食品給与のために支出できる費用の限度額は主食費、副食費、燃料費及び雑費の合計が1人1日1,010円以内とする。

3 実施機関

発生の日から7日以内とする。

（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

第 19 節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次によるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。
なお、災害時における物資の調達及び給付又は貸与は福祉対策班が担当する。
ただし、救助法が適用された時は、知事の委任に基づき行うものとする。

2 給与又は貸与の方法（実施主体：福祉対策班）

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて、迅速確実に配給するものとする。なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。また、町に送付された義援物資及び金品は、福祉対策班において受け入れ、保管し、配分計画に基づき被災者に支給するものとする。

3 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる下記の品目とする。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 炊事用具及び食器
- (3) 日用品及び光熱材料
- (4) その他

4 費用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節別及び世帯区分により 1 世帯当たりの額は救助法の限度額以内とする。

5 物資の調達（実施主体：福祉対策班）

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保出来ない時は、県及び他市町村に対し応援を要請する。

6 個人備蓄の推進（実施主体：総務対策班）

町及び県は災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持ち出し品として個人において準備しておくよう、町民に広報していくものとする。

※ 救助法が適用された場合

1 対象者

被服、寝具等生活必需品の給与又は貸与の対象となる者は次の(1)、(2)に掲げる者であつて(3)、(4)に該当する者とする

(1) 災害により住家に被害を受けた者

(住宅の被害の程度は全壊(焼) 流失、半壊(焼)、床上浸水であつて、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない)

(2) 船舶の遭難等により被害を受けた者

(3) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具をそう失した者

(4) 被服、寝具その他の生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

2 費用又は期間

(1) 費用

給与又は貸与のために支出できる費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

(単位：円)

| 世帯区分 | | 1人 世帯 | 2人 世帯 | 3人 世帯 | 4人 世帯 | 5人 世帯 | 6人以上1人増す ごとに加算 |
|---------------|---|----------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
| 全壊(焼) 流失 | 夏 | 18,800 | 24,200 | 35,800 | 42,800 | 54,200 | 7,900 |
| | 冬 | 31,200 | 40,400 | 56,200 | 65,700 | 82,700 | 11,400 |
| 半壊(焼) 床上浸水 | 夏 | 6,100 | 8,300 | 12,400 | 15,100 | 19,000 | 2,600 |
| | 冬 | 10,000 | 13,000 | 18,400 | 21,900 | 27,600 | 3,600 |

(2) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

第 20 節 感染症対策、保健衛生対策、清掃対策及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生及び清掃は次によるものとする。

第 1 款 感染症対策

1 感染症対策（実施主体：住民環境対策班、福祉対策班、県）

（1）実施責任者

ア 災害時における感染症対策は県（健康増進班、福祉保健所等）の指示を受け、町長が必要な措置を行うものとする。

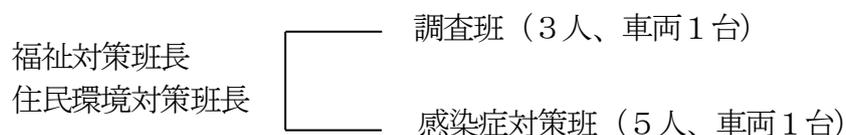
（2）感染症対策組織の編成

福祉対策班、住民環境対策班は、次のとおり感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。なお、疫学調査は県（健康増進班、福祉保健所等）により編成された疫学調査班において行う。

ア 町感染症対策班の編成

町は感染症対策実施のため、町感染症対策班を編成するものとする。

イ 町感染症対策班の組織



（3）感染症対策の指示

町長は、知事が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症対策上必要と認め、本町に対し、その範囲及び期間を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた町長は速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、これらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

ア 消毒に関する指示（法第 27 条第 2 項及び法第 29 条第 2 項の規定）

イ ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示（法第 28 条第 2 項の規定）

ウ 生活の用に供する水の供給に関する指示（法第 31 条第 2 項の規定）

エ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条第 1 項の規定）

（4）感染症対策の実施

ア 清潔方法

町長は、感染症患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認める時は、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。

また、本町が管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

イ 消毒方法

消毒の方法は同法施行規則第 14 条によるものとする。

ウ ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第 15 条によるものとする。

エ 生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づいて、速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

オ 臨時予防接種

予防接種法第 6 条第 1 項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

カ 避難所の感染症対策措置

避難所を開設した時は、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

(ア) 疫学調査

(イ) 清潔の保持及び消毒の実施

(ウ) 集団給食

(エ) 飲料水の管理

(オ) 健康診断

第 2 款 保健衛生対策

1. 保健衛生対策（実施主体：福祉対策班、県）

(1) 被災者の健康管理

町及び県（医務班、障害保健福祉班、南部福祉保健所等）は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第3款 清掃対策

災害時における被災地帯の清掃等は、次によるものとする。

1. 清掃対策（実施主体：住民環境対策班）

（1）実施責任者

災害地における被災地帯の清掃の計画、実施については清掃班を組織し、住民環境対策班が行うものとする。ただし被害が甚大のため町において実施できない時は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

（2）清掃の方法

ア ゴミ収集処理

（ア） ゴミの収集は、被災地及び避難所に委託業者の車両を配車して速やかに行う。

（イ） ゴミの集積地は、地域自治会長と協議して定めるものとする。

イ 処理方法

ゴミの処理は、原則として那覇市・南風原町環境施設組合において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で処理することができるものとする。

（3）仮設便所等のし尿処理

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了するため、仮設トイレのレンタル事業者と積極的に災害協定を締結し必要数の確保に努める。

ア 収集方法

町は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

イ 処理方法

し尿の処理は、原則としてし尿処理施設において処理するが、必要に応じて環境保全上支障のない方法で処理することができるものとする。

ウ 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達が必要な場合、町において調達する。

第4款 動物の保護収容対策

1. 動物の保護収容対策（実施主体：住民環境対策班、県、獣医師会及び動物関係団体）

（1）実施責任者

ア 犬及び負傷動物対策

町及び県（自然保護班、動物愛護管理センター）が実施する。

イ 特定動物（危険動物）対策

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、町は県が設置する特定動物（危険動物）対策班の活動に協力する。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

災害時に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。

イ 特定動物（危険動物）対策

動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する危険動物が逸走した場合は、県の特定動物（危険動物）対策班設置に伴い情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。また、飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。

所有者不明の場合には、町、警察、民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 所有者不明犬等

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 特定動物（危険動物）

人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認める時は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

(5) ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

ア 動物救済本部の設置

県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ 避難所での取扱い

町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第 21 節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、死体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容、処理及び埋葬等の措置は、関係機関の協力により町長が行う。なお、行方不明者の搜索は、東部消防組合消防本部が警察・自衛隊と協力して行う。遺体の収容、処理及び埋葬等は、住民環境対策班、福祉対策班が行う。

救助法が適用された時は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行う必要があると認める時は町長が実施する。

2 行方不明者の搜索（実施主体：東部消防組合消防本部、与那原警察署、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部自衛隊）

(1) 搜索隊の措置

行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防機関を中心に各部員をもって編成する。

(2) 搜索の方法

搜索に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 行方不明者発見後の収容及び処理（実施主体：住民環境対策班、東部消防組合消防本部、与那原警察署、県、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部）

(1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見した時、又は、警察及び消防本部より救護を要する者の引渡しをうけた時は、すみやかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容・安置

ア 町は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

イ 発見された遺体は、町が与那原警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。

ウ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、町が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。

(3) 遺体の調査、身元確認

ア 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。

イ 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

ウ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取

人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する町へ引き渡す。

(4) 医療機関等との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、東部消防組合消防本部及び医療機関等との連絡を前もってとるものとする。

4 遺体の処理（実施主体：住民環境対策班、沖縄県警察、県医師会、県歯科医師会、医療機関等）

ア 遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

イ 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

ウ 町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努めるものとする。

5 遺体の埋葬（実施主体：住民環境対策班、県）

身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの、並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないもの等に対しては、火葬に付す。

埋葬又は火葬を町が実施し、それに要する経費を県が負担する。

6 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

(1) 災害にあった者の救出

ア 対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。

イ 費用

救出の為の機械、器具等の借上料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にあった者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の捜索

ア 対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 処理の範囲

遺体の処理は、次の範囲内において行う。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保管

(ウ) 検案

ウ 費用

遺体の処理のため支出する費用は、次のとおりとする。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理のための1体当たりの費用額は救助法の限度額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容する為に既存の建物を利用する場合は、その1体当たりの費用は救助法の限度額以内とする。

エ 期間

遺体処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(3) 埋葬

ア 対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急処理程度のものを行う。

イ 費用

埋葬は、実際に埋葬を行う者に対してできる限り次に掲げる現物を支給し、その1体当たりの費用は救助法の限度額以内とする。それに要する経費は県が負担する。

(ア) 棺（付属品を含む。）埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）

(イ) つぼ及び骨箱

ウ 期間

埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

※ 救助法が適用された場合

1 遺体の捜索

(1) 対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索の費用及び期間

ア 費用

借上費、修理費、燃料費の当該地域における通常の実費とする。

イ 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害のため死亡した者で、その遺族が処理できない者

(2) 処理の費用及び期間

ア 費用

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理一体当たり3,500円以内

(イ) 遺体の一時保存

a 既存建物利用借上のための当該地域における通常の実費

b 既存建物が利用できない時、1件当たり5,400円以内

(人員輸送費を含む)

(ウ) 検案

救護班によるものを原則とし、これによらない場合は、当該地域の慣行料金の範囲内（検案料のみで検案書の作成に関する費用は認められない。）

(エ) 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害の際死亡したもので、その遺族が埋（火）葬を行うことができない者

(2) 埋（火）葬の費用及び期間

ア 費用 1体当たり大人（12才以上） 215,200円以内

子供（12才未満） 172,000円以内

イ 期間 災害発生の日から10日以内とする。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

第 22 節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が日常生活に著しい支障をおよぼしている場合にこれの除去に関するものである。

1 実施責任者

- (1) 住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、町長が行う。担当は、土木対策班とする。ただし、救助法が適用された時は、知事の委任により町長が行う。
- (2) 障害物が公共その他の場所に流入した時は、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2 除去の方法（実施主体：土木対策班）

実施者は、自らの応急対策機器材を用い、又は、状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 除去の対象者

居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等に障害物等が運びこまれている為、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することが出来ない者に対して行う。

(2) 対象数

住宅が半壊及び床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった場合を含む）した世帯とする。

(3) 費用

ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の賃借料、輸送費及び人夫費とする。

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

3 災害廃棄物の処理（実施主体：住民環境対策班、土木対策班、国、県）

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

町は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、処理体制をすみやかに確保する。

県は、廃棄物処理が町のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市町村及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

町内ではがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して町を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、町民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び町民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

※ 救助法が適用された場合

1 対象者

災害等によって土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運びこまれ、日常生活に著しい支障をおよぼしており、それを除去すること以外に居住の方法のない場合で自らの資力では障害物の除去ができない者

2 除去の対象数、費用及び期間

(1) 費用

1世帯あたり137,900円以内とする

(2) 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

第 23 節 住宅応急対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができないものに応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理その他を実施するものである。

また、二次災害防止のため、住宅の応急危険度判定を行う。

1 応急仮設住宅の設置等（実施主体：土木対策班）

(1) 実施責任者

応急仮設住宅の設置は救助法が適用された時は、知事が実施する。

救助法が適用されない場合にあっても、町長が設置の必要を認める時は、町長が行い、担当は、土木対策班とする。

(2) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(3) 設置の場所

応急仮設住宅の設置場所は、原則として町有地とし、やむを得ない場合に限り、私有地を借り上げるものとする。

(4) 設置戸数、構造及び費用

ア 戸数

設置戸数は、住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引き上げをすることができる。

イ 構造

構造は、一戸建て、長屋建又はアパート式建築のいずれでも差し支えない。

ウ 費用

応急仮設住宅の費用は、整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員等雇上賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて1戸当り平均5,714,000円以内とする。

エ 期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

(5) 災害時用援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(6) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(7) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(8) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

2 住宅の応急修理（実施主体：土木対策班）

(1) 実施責任者

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が実施する。救助法が適用されない場合で、町長が修理の必要を認める時は、町長が行い、担当は、土木対策班とする

(2) 対象者

災害のため、住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では応急修理を行うことができない者

(3) 修理の方法

住宅の応急修理は、町長が直接又は建築事業者等に請負わせる等の方法で行うものとし、必要ある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

(4) 修理の戸数、費用及び期間

ア 戸数

応急修理の戸数は、住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。

該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶ。

イ 費用

修理のために支出できる費用の限度は、1世帯当たり595,000円以内（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費等一切の経費を含む。）とする。

ウ 期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

3 県営住宅の活用（実施主体：土木対策班）

町は、沖縄県住宅供給公社と連絡をとり、県営住宅の空家状況を把握し、被災地区に配分し、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

4 住家の被災調査（実施主体：税務対策班）

町は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

5 被災者台帳の作成（実施主体：総務対策班、県）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。県は、救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する町から情報提供の求めがあった時は、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

第 24 節 二次災害の防止計画

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された応急危険度判定士の派遣を県に要請し、応急危険度判定士による技術的な危険度判定により、余震等による倒壊・落下物に伴う二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図るものとする。

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は町が実施する。県は、町に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定（実施主体：土木対策班）

町は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定（実施主体：土木対策班）

町は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、町の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

町は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：土木対策班、県）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

町は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 空家等の除却（実施主体：土木対策班）

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 25 節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における教育に対する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

(1) 町の役割

- ア 町立小中学校及び幼稚園その他町立教育施設の災害応急復旧は町長が行う。
- イ 町立小中学校児童生徒及び町立幼稚園園児に関する応急教育は町教育委員会が行う。
なお、救助法が適用された時、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置をとるものとする。
- ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については知事の補助機関として、町長が行う。

(2) 県の役割

- ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は知事が行うものとする。
- イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は県教育委員会が行うものとする。

(3) 私立学校

私立学校の文教施設の災害復旧及び生徒の応急教育は学校経営者が行うものとする。

2 応急教育対策（実施主体：学校教育対策班、県教育委員会）

災害時における応急教育はおおむね次の要領によるものとする。

(1) 小中学校

ア 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用するものとする。

- (ア) 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する時は二部授業等の方法による。
- (イ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
- (ウ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は公民館等の公共的施設等を利用する。なお、利用すべき施設等がない時は応急仮校舎の建設をする。
- (エ) 町教育委員会は、応急教育に当たって町内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請するものとする。県教育委員会は要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

イ 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び町教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱を招かないよう教育職員の確保に努めるものとする。

ウ 教科書、教材及び学用品の支給方法

- (ア) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

町長は、被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を、別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

(イ) 県教育委員会は、町からの報告に基づき必要に応じて、現品入手につき斡旋するものとする。

(ウ) 支給

a 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行って、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書にあつては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。また、文房具、通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

b 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、町又は本人の負担とする。

c 被災児童生徒の転校、編入については、教育長が別に定める。

d 災害に伴う被害程度によって授業ができない時は休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。

3 学校給食対策（実施主体：教育総務対策班）

町教育委員会は、応急給食を必要と認める時は、県教育委員会、県学校給食会及び南部福祉保健所と協議のうえ実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策（実施主体：生涯学習文化対策班）

災害時における社会教育施設等の応急対策は、次によるものとする。

(1) 公民館施設等

公民館等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いので、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した公民館等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

(2) 文化財対策

町教育委員会は、被災文化財等について、文化庁及び県教育委員会と調整し、また必要に応じて専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し、指導するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：学校教育対策班）

罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

※ 救助法が適用された場合

○学用品の給与

災害により、住家の被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又き損した者に対する学用品の給与は次によるものとする。

1 対象者

住家が全壊（焼）流失、半壊（焼）、床上浸水による被害を受けた小中学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期過程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）で、中等教育学校の後期過程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）で、学用品を滅失、又はき損し入手することができない者。

2 給与の品目、費用、期間

(1)品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

給与品目は以上3種類に限られ、教科書は教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書で、文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書とし、教材については、原則として町教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているものとする。

(2)費用

給与のため支出できる費用の限度額は、次のとおりとする

- ア 教科書及び教科書以外の教材の実費
- イ 文房具及び通学用品費

| | | |
|------------|-------|--------|
| (ア) 小学校児童 | 1人当たり | 4,500円 |
| (イ) 中学校生徒 | 1人当たり | 4,800円 |
| (ウ) 高等学校生徒 | 1人当たり | 5,200円 |

(3)期間

最終的に被害児童生徒の手に渡るまでの期間が、被害発生の日から、教科書（教材を含む）については、1カ月以内、文房具及び通学用品については、15日以内に完了するものとする。

3 学用品の調達

町長が、学校長及び町教育委員会の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

第 26 節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 石油類（実施主体：東部消防組合消防本部、与那原警察署、沖縄県警察）

（1）消防本部の役割

消防本部は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。

（2）危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

（3）警察の役割

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

2 高圧ガス類（実施主体：東部消防組合消防本部、与那原警察署、高圧ガス保管施設責任者、県、沖縄県警察）

（1）消防本部の役割

消防本部は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

（2）高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報する。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になった時は、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

（3）警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

（4）県の役割（産業政策班）

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

- イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

3 火薬類（実施主体：火薬類保管施設責任者、東部消防組合消防本部、県、沖縄県警察）

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

- ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中地に沈める等の措置を講ずる。

(2) 消防本部の役割

消防本部は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県

県は、次の保安措置を実施する。

- ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 沖縄県警察の役割

沖縄県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

4 毒物劇物（実施主体：毒物劇物保管施設責任者、東部消防組合消防本部、県、沖縄県警察）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

- ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
- イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 消防本部の役割

消防本部は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 沖縄県警察の役割

沖縄県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

第 27 節 労務供給計画

災害時における応急対策実施のため、各実施機関における職員動員等では十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、労務者及び職員等の確保は次による。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長が行うものとする。
担当は、総務対策班があたる。

2 職員の派遣要請（相互応援協力計画）（実施主体：町長、総務対策班）

町長は災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するものとする。

(1) 職員の派遣要請

- ア 指定地方行政機関の長（基本法第 29 条第 2 項）
- イ 他市町村長（地方自治法第 252 条の 17）

(2) 職員の派遣斡旋

- ア 知事に対し、指定地方行政機関の職員派遣について斡旋要求（基本法第 30 条第 1 項）
- イ 知事に対し、地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員派遣について斡旋要求（基本法第 30 条第 2 項）

(3) 派遣要請・斡旋の手続き

職員の派遣・要請に関する文書は、必要事項を記載したものとする。

<派遣・要請に必要な事項>

- ア 派遣を必要とする理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

3 一般労働者供給の方法（実施主体：町長、総務対策班）

(1) 供給手続き

町長は、沖縄公共職業安定所長（ハローワーク）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼するものとする。

- ア 作業内容（目的又は救助種目）
- イ 作業労務者数
- ウ 労働期間・時間
- エ 就労場所
- オ 賃金
- カ その他必要な事項（人夫雇上げ理由等）

(2) 賃金の基準

賃金の基準は、町会計年度任用職員の給与を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定するものとする。

(3) 賃金の支払い

賃金の支払い事務は、「会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」に準じて、その担当班の総務対策班が行うものとする。

(4) 労務者の輸送方法

労務者の輸送方法は、原則として町の車両によって行うものとする。

4 従事命令、協力命令（実施主体：町長、総務対策班）

災害応急対策の実施に伴う人員不足に対し、緊急があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

(1) 人的公用負担の要領

ア 命令の種類と執行者

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法律 | 執行者 |
|-----------------------|------|-----------------------------|----------------------------|
| 災害応急対策事業（災害応急対策全般） | 従事命令 | 基本法第 65 条第 1 項 | 町長 |
| | | 〃 第 65 条第 2 項 | 警察官、海上保安官 |
| | | 〃 第 65 条第 3 項 | 自衛官（町長の権限を行う者がその場にはいない場合） |
| | | 警察官職務執行法第 4 条 自衛隊法第 94 条 | 警察官 自衛官（警察官がその場にはいない場合） |
| 災害救助作業（救助法に基づく救助） | 従事命令 | 救助法第 7 条第 1 項 | 知事 |
| | 協力命令 | 〃 第 8 条 | |
| 災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置） | 従事命令 | 基本法第 71 条第 1 項 | 知事 町長 (委任を受けた場合) |
| | 協力命令 | 〃 第 71 条第 2 項 | |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第 29 条第 5 項 | 消防吏員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第 17 条 | 水防管理者、水防団長、消防機関の長 |

※ 知事（知事が町長に委任した場合の町長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

イ 命令対象者

| 命令区分 (作業対象) | 対象者 |
|-------------------------------------|--|
| 基本法及び救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業) | ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 土木、左官、とび職 オ 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 カ 地方鉄道業者及びその従業者 キ 軌道経営者及びその従業者 ク 自動車運送業者及びその従業者 ケ 船舶運送業者及びその従業者 コ 港湾運送業者及びその従業者 |
| 基本法及び救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業) | 救助を要する者及びその近隣の者 |
| 基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般) | 町区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般) | その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者 |
| 消防法による消防職員、消防団員の従事命令 (消防作業) | 火災現場付近にある者 |
| 水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業) | 区域内に居住する者、又は水防の現場にある者 |

(2) 物的公用負担

ア 公用負担の種類と執行者

| 対象物 | 公用負担の種類 | 根拠法 | 執行者 |
|-------------------------------|---------------|--------------------|---------------------|
| 消防対象・土地 | 使用、処分 使用制限 | 消防法第 29 条第 1 項 | 消防吏員 消防団員 |
| 土地 | 一時使用 | 水防法第 21 条第 1 項 | 町長 |
| 土石、竹材、その他資材 | 使用、収用 | | |
| 車両、その他の運搬具、器具 | 使用 | | |
| 必要物資の生産集荷配給、保管、運送業者 | 保管命令 | 救助法第 23 条の 2 第 1 項 | 指定行政機関の長 |
| 必要な物資 | 収用 | 基本法第 78 条第 1 項 | 指定地方行政機関の長 |
| 病院、診療所、助産所、旅館、飲食店 | 管理 | 救助法第 26 条第 1 項 | 知事 (町長) |
| 土地、家屋、物資 | 使用 | 基本法第 71 条第 2 項 | |
| 必要物資の生産集荷配給、保管、運送業者 | 保管命令 | | |
| 必要な物資 | 収用 | | |
| 他人の土地、建物、その他の工作物 | 一時使用 | 基本法第 64 条 | 町長 |
| 土石、竹材、その他の物件 | 使用、収用 | | |
| 災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障になるもの | 除去、その他の必要な措置 | 基本法第 64 条 | 警察官 海上保安官 自衛官 |

(3) 補償等

ア 傷害等に対する補償（基本法第 84 条第 1 項）

町は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により、町長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病となった時は、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところによりその者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

イ 損失等に対する補償（基本法第 82 条第 1 項）

町又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。

(4) 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は参考資料-13 のとおりである。

第 28 節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円骨かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を図るものである。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は、町長が行う。
担当は、総務対策班とする。

2 協力要請対象団体

- (1) 各自治会
- (2) 民生委員
- (3) 社会教育団体
- (4) 青年団体
- (5) 各種団体

3 協力の要請（実施主体：総務対策班）

(1) 要請の方法

協力に要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要事項

(2) 協力を要請する作業内容

- ア 災害現状における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
- イ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- ウ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕
- エ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導
- オ 関係機関の行う被害調査、警報連絡への協力
- カ その他危険のともなわない災害応急措置の応援
- キ 要配慮者の状況把握

第 29 節 ボランティア受入計画

大規模な災害の発生時において、町及び県の防災関係機関の職員だけでは、十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入体制を整備するものとする。

1 ボランティアの受入（実施主体：福祉対策班）

町は、町社会福祉協議会、日本赤十字社沖縄支部、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入に際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや自治会に協力を呼びかけ、人員を派遣してもらい実施する。

共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 ボランティアの活動内容（実施主体：福祉対策班）

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有するもの）
- エ 住宅の応急危険度判定
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技術を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

3 ボランティアの活動支援（実施主体：福祉対策班、町社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会等）

町、県、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供（町、県）

ア 沖縄県社会福祉協議会が設置するボランティア活動本部－県庁、役場庁舎等

*本部の役割

- ・ボランティア活動方針の検討
- ・全体の活動状況の把握
- ・ボランティアニーズの全体的把握
- ・ボランティアコーディネーターの派遣調整
- ・各組織間の調整。特に行政との連絡調整
- ・ボランティア活動支援金の募集、配分
- ・被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ 地域活動拠点 － 役場庁舎等

*地域活動拠点の役割

- ・避難所等のボランティア活動の統括
- ・一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
- ・一般ボランティアへのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- ・ボランティアの紹介
- ・ボランティアニーズの把握とコーディネーション
- ・ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供（町、県）

町及び県は、ボランティアに対して、必要に応じて電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等を提供する。

(3) 情報の提供（町、県）

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険（町）

町はボランティアの保険加入に際して、金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集（県、町、県・町社協）

ボランティアが必要としている物資を、情報機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物資面の負担を軽減する。

第30節 公共土木施設応急対策計画

災害時における公共土木施設の応急対策は次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における道路の応急対策は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 施設の防護（実施主体：土木対策班）

（1）道路施設

町道の管理者である町における措置は次のとおりである。

ア 町長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び南部土木事務所長に報告するものとする。

（ア）被害の発生した日時及び場所

（イ）被害の内容及び程度

（ウ）迂回道路の有無

イ 町長は自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに町長に報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

3 応急措置（実施主体：土木対策班、道路管理者）

（1）道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

4 応急工事（実施主体：土木対策班、道路管理者）

（1）応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

（ア）応急工事に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

（イ）地元建設業者の現場把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合は、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

（2）応急工事の実施

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

ア 道路施設

（ア）応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- a 排土作業又は盛土作業
 - b 仮舗装作業
 - c 障害物の除去
 - d 仮道、さん道、仮橋等の設備
 - e 路面及び橋梁段差の修正
- (イ) 工事の順位
- 被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

第31節 ライフライン等施設応急対策計画

第1款 電力施設応急対策

町内における災害時の電力供給のための応急対策は、次のとおりとする。

1 実施方針

沖縄電力株式会社における応急対策の実施は、沖縄電力株式会社の定める沖縄電力株式会社防災業務計画により実施する。

2 関係機関との協力体制（実施主体：沖縄電力（株））

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は電力施設復旧の処理に当たっては、大口需要家及び関係市町村と充分連絡をとり措置をとる。

第2款 液化石油ガス施設応急対策

1 連絡体制（実施主体：東部消防組合消防本部）

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生のお知らせがあった時は、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、社団法人沖縄県高圧ガス保安協会、東部消防組合消防本部、警察に通報する。
- (2) 休日及び夜間における連絡は、東部消防組合消防本部とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制（実施主体：東部消防組合消防本部）

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けた時は、直ちに現場に急行し、応急措置を行う。
- (2) 前項の通知があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要する時は、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断した時は、速やかに東部消防組合消防本部に出動を要請し、さらに応援を必要とする時は支部長に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 販売店は、他の販売店からの応援出動の依頼を受け、又は支部長から出動の指示があった時は何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておく。

3 出動条件（実施主体：東部消防組合消防本部）

- (1) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合、有資格者が望ましい。
- (2) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (3) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理（実施主体：東部消防組合消防本部、沖縄県警察）

- (1) 事故現場における処理は、警察、東部消防組合消防本部の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

第3款 上水道施設応急対策

1 広域支援の要請（実施主体：南部水道企業団、県）

南部水道企業団は、復旧状況の把握に努めるとともに、必要な場合は、県（衛生業務班、企業部）に対して、広域的な支援を要請する。

県は、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援を要請するとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。

2 復旧の実施（実施主体：南部水道企業団）

南部水道企業団は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設ける等効率的に復旧作業を進める。また、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用等速やかに緊急給水を実施する。

(1) 取水・導水施設の復旧

取水・導水施設の被害は、浄水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧

浄水施設の被害のうち施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

(3) 管路の復旧

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・増圧ポンプ場の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

(4) 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する発電所等は優先して実施する。

3 災害広報（実施主体：南部水道企業団）

応急復旧の公平感を確保するため、町は、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

第4款 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

1 復旧の実施（実施主体：区画下水道対策班）

(1) 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

(2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第5款 電気通信設備応急対策

町内における災害時の電気通信確保のための応急対策は、電気通信事業者が実施する。町は電気通信事業者からの要請があった場合はこれに協力する。

1 電気通信事業者における応急対策（実施主体：電気通信事業者）

(1) 対策機関

電気通信事業者は災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた時は、沖縄県内に災害対策本部を設置する。ただし、状況によっては情報連絡室を設置する。

(2) 本部の設置場所

災害対策本部は、沖縄県内に設置する。

(3) 本部の構成及びその職務

ア 本部に本部長、副本部長、班長及び班員若干名をおく。

イ 本部長は、指名された者がこの任に当たるものとし、本部の業務を総括する。

ウ 副本部長は、設備部長がこの任に当たり、本部長を補佐して本部業務の総合的推進を図る。

エ 班長は本部長の命を受け、災害対策業務をつかさどる。

オ 班員は班長の指揮監督のもとに災害対策業務に従事する。

(4) 班の構成

本部に次の班を置く。

情報班、設備班、お客様対応班、広報班、総務班

2 災害時の連絡先（実施主体：電気通信事業者）

町は平時より町民に対して、NTT西日本の災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板についての情報を周知するよう努める。

第32節 農産物応急対策計画

災害時における農産物及び家畜の災害応急対策を行い、これら農産経営の安定を図る。

1 農産物の事前及び事後対策（実施主体：産業振興対策班）

（1）事前対策

町は地震・津波等の災害により、農産物に甚大な被害をうけると予想された時は、ただちに事前対策を樹立し、広報車等を通じて周知徹底をはかるとともに、農協並びに自治会を通じて事前対策について指導を行うものとする。

（2）事後対策

町は地震・津波等の災害の発生により、農産物に甚大な被害をうけた時は、ただちに事後対策を樹立し、広報車等を通じて周知徹底をはかるとともに、農協並びに自治会を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策（実施主体：産業振興対策班）

（1）種苗対策

ア 災害により農産物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、町は沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店に必要種苗の確保を要請するとともに県に報告するものとする。

イ 町長の要請を受けた沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

（2）病虫害防除対策

ア 緊急防除対策

災害により病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、町は県の指導を仰ぎ病虫害緊急防除対策を樹立し、沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店、自治会並びに農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

町は、特に必要と認められた時は、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底をはかるものとする。

ウ 防除機具の使用

災害により発生した病虫害の防除を実施する際、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとし、資機材の確認及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

エ 農薬の確保

災害により緊急の農薬を必要とする場合は、沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3 家畜応急対策（実施主体：産業振興対策班、県）

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により災害が予想される時、又は発生した時は、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要ある時は、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して町は、県（家畜保健衛生所）の協力を得て家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、町に届出を行わせるとともに県の家畜防疫員の指示により死骸の埋没又は焼却を指示するものとする。

ア 被災家畜に伝染病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、防疫班及び消毒班を被災地に派遣し、緊急予防措置を行わせるものとする。

イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、町は県に対して家畜診療班の被災地への派遣を要請するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった時は、町は各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は沖縄県農業協同組合南風原支店・沖縄県農業協同組合津嘉山支店に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

第33節 道路応急対策計画

1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2 計画内容（実施主体：土木対策班、道路管理者、与那原警察署、県、沖縄県警察）

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 町は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は、町から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

エ 沖縄県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 各道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

イ 関係機関は、本章第1節「組織及び動員計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制をとる。

(3) 救助・応急、医療及び消火活動

ア 町は、道路管理者に対して、迅速かつ的確な救助・救出を実施するよう要請するとともに、道路管理者と協力して救助・救急活動を行う。

イ 町は県と協力して、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、町は県とともに、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 沖縄県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全

施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果をふまえ再発防止対策を実施する。

第 34 節 罹災証明の発行

1 罹災証明書（実施主体：税務対策班、東部消防組合消防本部）

罹災証明書の発行については、基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、被害家屋調査の結果を踏まえて申し出により、以下の項目の「罹災証明」を行うものとする。

ただし、火災に関する罹災証明書の発行は東部消防組合消防本部が行うものとする。

- | | | | | |
|------------------|---------|---------|------|-------|
| ① 全壊 | ② 大規模半壊 | ③ 中規模半壊 | ④ 半壊 | ⑤ 準半壊 |
| ⑥ 準半壊に至らない（一部損壊） | | | | |

※以下、大規模災害時の対応（参考資料－ 1 4 参照）

2 罹災証明書の発給に関する広報（実施主体：総務対策班）

防災行政無線や広報車、マスコミ等を通じて罹災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行うものとする。

3 罹災証明書の発行（実施主体：税務対策班）

罹災証明書の発行に当たっては、次項の方法によるものとする。

また、罹災証明書の発行に当たっては、証明手数料は徴収しないものとする。

4 その他の罹災証明（実施主体：産業振興対策班）

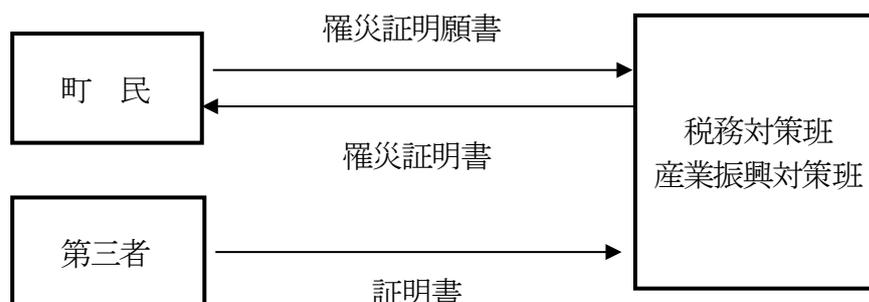
田畑等の罹災証明は、被害調査を所管する産業振興対策班が発行するものとする。

5 判定結果に関する相談・再調査の受付（実施主体：税務対策班）

判定結果に不服があった家屋及び中間調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生の日から 90 日以内の期間に限り、再調査を申し出ることができる。

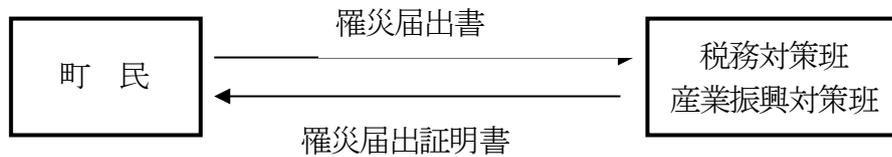
6 未確認・期限切れの受付（実施主体：税務対策班、産業振興対策班）

町が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者（警察、自治会等）の証明書によって罹災を証明することが可能でかつ町長が認めた場合に限り証明書の発行手続きを行うことができる。



7 罹災届出証明書（実施主体：税務対策班、産業振興対策班）

未確認・期限切れの発行について、第三者等による証明が不可能な場合において必要がある時は、町長が行う「罹災届出証明書」で対応する。

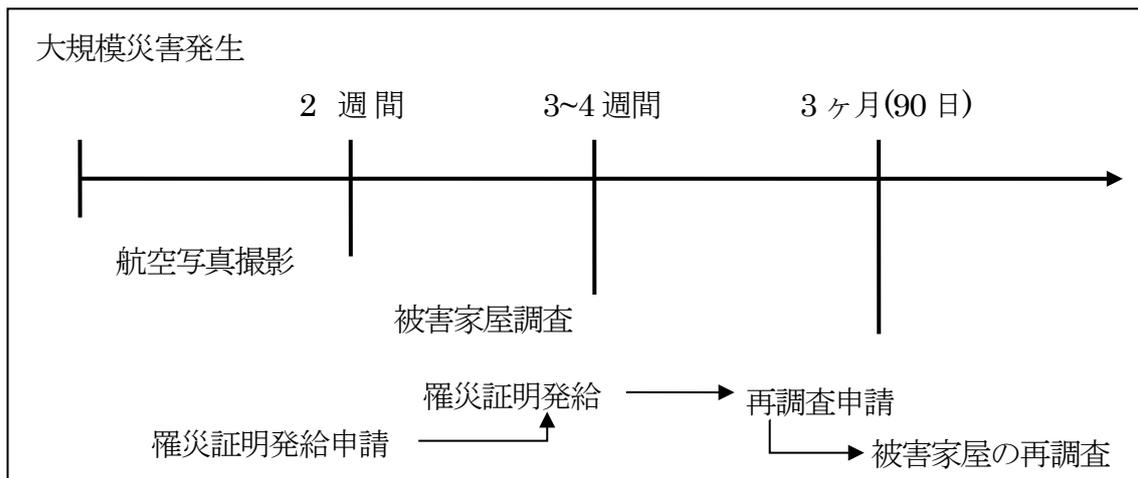


8 被害家屋調査の方法（実施主体：税務対策班）

(1) 事前準備

- ① 航空写真の撮影
- ② 調査員の確保（各部各班からの応援、ボランティア建築士、関係機関からの応援職員等）
- ③ 調査備品等の準備（調査表、被害状況判定基準書、住宅地図、調査員運搬車両等）

(2) 被害家屋調査フロー



(3) 調査実施体制

中間調査の全体像から、班員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうか判断し、専門職（建築士等）が必要である又は人員が不足すると予想される場合は、応援要請を行うものとする。その際、税務対策班は、他班又は関係機関等へ応援職員の派遣を要請する。

(4) 調査方法

罹災証明を発行するにあたっての家屋被害判定は、「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知平成13年6月28日改正）」等を基に、外観からの目視調査から家屋被害調査表により行う。

9 被害家屋再調査の方法（実施主体：総務対策班）

この調査は、先に行った被害家屋調査の判定結果に不服があった家屋及び物理的に調査ができなかった家屋について、申し出により行うものである。

調査実施体制及び調査方法については、前項の「8 被害家屋調査の方法」に準じて実施するものとする。